

主催：KHJ全国ひきこもり家族会連合会 シンポジウム 2019年3月17日（福岡県）  
社会的孤立が生んだ8050問題～地域社会から家族の孤立を防ぐために～

## 長期化・年長化したひきこもる人の支援（本人・家族）から思うことー

—30歳代・40歳代のひきこもる人の支援（本人・家族）から思うことー

竹中哲夫（日本福祉大学心理臨床相談室）

### —この報告の基本的なこと—

1) 本シンポジウムの基本テーマに含まれる「8050問題」という言葉に象徴されるよう、に近年「中高年のひきこもり（およびその家族の困難）」が注目されている。筆者の場合、「近年の支援対象者は30歳代、40歳代のひきこもる人が中心である。この場合、まず対面するのは、親・家族である。本人との対面は、実現しても、数か月～数年先であることが多い。「8050問題」と言われる事例の場合、は、本人がすでに50歳代（40歳代を含む）という状態であり、家族を含む支援には、多くの困難が伴う。いずれにしても近年、ひきこもり支援は、20歳代（前後）から50歳代以上に及ぶ多年齢層（およびその家族）への支援課題になつてきていることを痛感している。

2)さて、この報告では、敢えて言えは「[0]40問題」「[1]30問題」とも言える状況の本人や家族の支援を中心に述べる。ひきこもる人が30歳代、40歳代（できれば40歳代の早い時期）の内に、困難を抱える本人・家族と出会い、多面的・長期的に適切な支援を届ける取り組みが、(1)将来「[0]50問題」といわれる困難を抱える本個人・家族にをわざかでも早めに支援を届けることにつながるのではないか、また、(2)やや若い当事者への支援手法・支援体験の中に、すでに「[0]50問題」状況にある本人・家族の支援のために、少しでも有益な視点が含まれているのではないかとうかという願望をこめた報告である。そこで(3)に、30歳代・40歳代の年齢層の長期化するひきこもり事例に対応するなかで整理した基本的考え方を紹介する。

(3)人それぞれの多様な生きる状態を尊重する立場に立つならば、長年ひきこもる人の生き方も人生を送る一つの方針として尊重されなければならないと言える。このような基本的考え方方に立って、

①社会参加の希望のある人には、ゆっくりと社会参加の道を歩む支援を行い、  
②社会参加などひきこもる生の間で葛藤している人には、その人にふさわしい（どちらの道も選択できる）柔軟な支援を行い、  
③当面社会参加の希望のない人には、その人が納得し安心できる生き方を共に考え気長に支援を行う、必要がある。

④このように支援関係者は、ひきこもる人の多様な状態を踏まえて、支援関係者・ひきこもる人および家族との相互理解・同意・協力関係を築き、長期的視点から多面的で当事者それぞれに届く支援を進めていく必要があると言えよう。

4)以上のような考え方の基盤には、「共生社会の理念」が想定される。共生社会とは、人びとが相互に支え合いながら、かつ主体的意識を尊重し合いかない社会していく（生きていける）社会であると考えられる。誰もが排除されることのない社会である。このような社会像（社会のあり方）を目指すことも私たちの課題であると思う。

本報告では、以上の考え方を踏まえて、長期化・年長化するひきこもりの理解と支援の考え方や具体的な手法（支援手法）について一支援者としての私見を述べる。

### —はじめに—ひきこもる人の姿・家族の思い—

2 ひきこもる人をどう理解するか

3 ひきこもる人への支援のための多様な手法  
(一支援者が考える主な支援手法リストの例示)  
支援手法1～  
支援手法1（補足）

4 多様な支援手法をどのように活用するか  
一支援マネジメント（やりくり）の考え方と実際（支援事例）—

5 おわりに

6 文献

### 1 はじめに—ひきこもる人の姿・家族の思い—

この報告では、近年増加が指摘され、支援現場でも大きな課題になつてきている長期・年長のひきこもる人（筆者の場合、ひきこもり期間5年以上、年齢30歳以上を意味する。もとと長期のひきこもり期間で、もっと高年齢のひきこもり）を指す考え方もあり近年注目されている。詳しい状況について、[5-5] 補足1-1付表参照）を複数に近れて、ひきこもる人の状態の理解、支援目標、多様な支援、あるいは支援のマネジメント（適切な支援の選択・やりくり）などについて述べる。本報告は、報告者の日頃の実践に基づき、30歳代、40歳代のひきこもる人たち（一部50歳代以上）が中心対象になる。

1) ひきこもる人の言葉 まず、【模擬事例1・Aさん】に紹介した長期・年長のひきこもる人（この人の場合、年齢は40歳を超える、ひきこもり期間は10年を超えている）の言葉を読んでいただきたい（図表1）。なお、模擬事例とは、複数のひきこもる人の状態にヒントを得て「創作した実在しない事例」である。

図表1 模擬事例1・Aさん

「最近関心を持ったことがあります。ブラック企業やバハラの話です。日々報道を見たり本を読んでいます。若い人がこき使われてへトへトになつています。おまけに、何が苦情でも言えぱ現に働いている人、これからでも働きたい人でも首を切られてしまう。バハラが後を絶ちません。ならば僕はどうなのかな。ならば僕はどこで働いていいのか。何年間も働いていない。そもそもがひどい目に会う世の中です。僕とかしなければとは思っていましたが、働いている人がひどい目に会うことがあります。などが、まずは仕事探しの入り口で聞くでしよう。・・・履歴書に書くことがあります。僕働き始めても仕事に慣れるのに時間がかかり、何かあれば真っ先に邪魔にされると思います。知れば知るほど先行きには希望が持てなくなります。何か意欲がなくなつたというか、もうヤーメタという思いです。」  
「これから4、5年後のことですか、あまりはつきりは思い浮かばないですが。幸いま

2) 家族の思い—その一面—　日夜ひきこもる人と直接的・間接的に対応する家族はどのような思いをもつてしているのであらうか。ここでは、KHI全国ひきこもり家族会連合会の『ひきこもり実態に関するアンケート調査報告書』(2018年3月)の「自由記述」よりごく一部を抜粋し紹介する(図表2)。このアンケートの立場から読みんで、思わず家族が振り返った後はどちらかが「辛業後、何年かは働いていました」。でも仕事を辞めてしましました。仕事そのものには何とかやれそだつたのですが、職場の対人関係を苦痛に感じるようになつたことが大きいで。僕にはコミュニケーション能力がなかつたのです。ちょっとマイナスの指摘を受けると躊躇本当に受け答えできずめげてしまつたのです。その後も再就職のことを考えましたが、面接に行くと、これから働く意欲より、前の仕事をなぜ辞めたかをしつこく聞かれました。これにはつくづくいやになつりました。以後就活はしていません。仕事を飲んだのですが、会つても友人も中には入れず帰つてもいました。日々で時間つぶしをしています。読書とか、音楽を聴くとか、テレビを見るとかです。そこうしていふうちにひきこもり生活も10年をこえて、歳も40歳を越えました。日頃は家で時間つぶしをしています。読書とか、音楽を聴くとか、テレビを見るとかです。たまには暗くなつてから近所の散歩もします。時には車で両親の送迎もします。これまで買ひ物もします。特にないと言います。『自宅保育係』といふのです。『最近の図りごと』は、特にないと言います。母からは『ゴミ部屋状態』じゃないか、と苦情が出ます。仕方なく少しづつ片付けています。母からは、いつから働く気な」と言われることもあります。それがうつとうしいです。なるべく母と話をしないよう距離をとっています。父の方は、まあ好きにしたらよいという態度です。あきらめたりうつすう。そのため父とのトラブルはありません。日常会話は適当にしています。世間話程度のことです。」

\* Aさんは、支援者が数年間呼びかけた末、数年後に家庭訪問の同意を得て初対面をした。それからしばらくして断続的にはあるが相談室に通うようになった。それとなく居場所も勧めてみたが「一度聞いてみましたが苦しい人が中心でちよつと入りにくくです」と否定的であった。支援者としては就労や社会生活には触れず、「つらいだ対話中心の付き合いを進めている。支層者以外の若い人との対話の機会もつくついている。対話の内容は、趣味の話、最近のニュース、日常生活でまたまたまだま体験したことなどに觸れる話などである。就労については語題にしていないが、Aさんの方から支援を進める予定である。」

Aさんのような状態は、長年ひきこもる人は特にまれなことではないであろう。このような状態の人が静たな一歩を踏み出すことはかなり難しそうである。仮に、敢えて「親御さんが亡くなった後はどうしますか」と問うならば、「今家にあるだけのお金を使い切ったら、その跡はなになればいいのか」という答えが返ってきそうである。実際にそのような回答をする当事者もいた。以下、Aさんのような年長のひきこもる人を意識しながらひきこもる人をどう理解しどう支援したらよいのかを検討していただきたい。

図表2

### ひきこもる人の家族の思い的一面

- 本人についての思いなど(項目「社会とのつながり・コミュニケーション」から)
  - ・自分以外誰も公用できない」と言い張る本人の中の冰が少しでも溶けて、他人と関わることができるようになれば外に出行くことができると思います。
  - ・親の望んできた生き方とは大きく離れており、本人が今の生き方があつていても、親の生き方とは大きく受け止めてしまう。しかし、何らかのかたちで社会とつながり、親亡き後、相談できる、支援が受けられる状況をつくつてやりたいと思っています。
  - ・以前息子は、「今まで生きていて楽しいと思ったことは一度もない」と言っていた。現在は大分回復して就労を目指すところまで行っているが、どのように考えているのか、とても怖くて聞けない。
  - ・本人と顔を合わせることはほとんどありません。家族が復た後(夜中)にお風呂に入ったり、食事をしたりです。いろいろなことを頼むと、夜中ですが、やってくれます。今後はご飯を炊けるようになって欲しいと思っています。
  - ・私は抜け駆けが生きている。ひきこもりの息子とその下に娘がいるからだ。私が生きるのはわが子二人を生かすためだ。欲はもう持てない。底まで落ちて分かることがある。今は暗闇の中にいるから、どこまで進んだのが分からない。

### ○ 支援者・支援施設・医療機関に関して(項目「家族がした嫌な経験」から)

- ・「どうしてできないのか」という言葉が嫌みに聞こえながら、「できなければ困んでいるのに」という反発心から相談に行くのを拒んだことがあります。
- ・「見守りましょう、やる気が出来るまで待ちましょう」と言われて、「なんだいつは」と激怒した。
- ・毎日子どもと向き合うのに大変なのに、家庭のせいにされて、育て方が悪いみたいなことを言われた。
- ・医療機関で「とにかく本人が受診しないことにはなんとも言えない」と言われた。それができるくらいなら苦労しないのにと思った。
- ・NPO法人にお世話になつているが、嫌な経験をしたことはない。最初から割に信じている。
- ・嫌なことではないが、○県のひきこもりの「相談室」は、担当者が毎年変わるので、やつと話を聞いて仲良くなれたり、また、一から十まで説明が必要になります。引き継ぎがうまくできないのがも知れません。

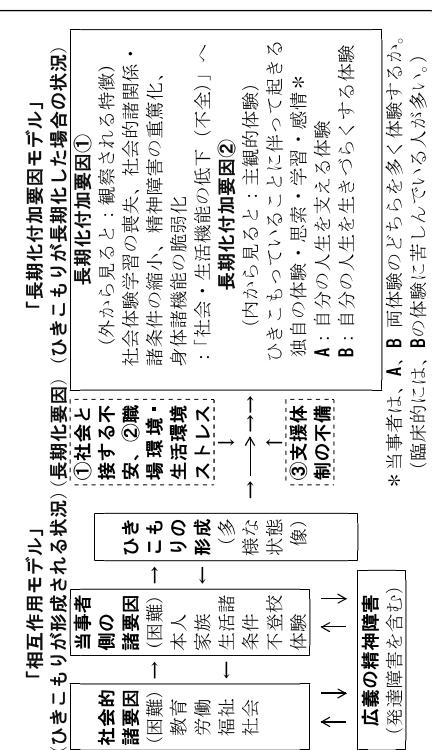
\* 以上は、KHI全国ひきこもり家族会連合会『ひきこもり実態に関するアンケート』

3) ひきこもりの長期化・年長化が進む過程  
 一 「相互作用モデル」+「長期化付加要因モデル」の提案  
 ひきこもりという問題が形成され、長期化（そして年長化）する過程は長く複雑である  
 が、あえて単純化した一つの試案的モデルを提案する。この過程は、**図表3**のように、「**相互作用モデル**」+「**長期化付加要因モデル**」として理解することが現実的であろうと思う。

○「相互作用モデル」とは：ひきこもりが形成されるプロセスを、「社会的諸要因」「広義の精神障害」「当事者側の諸要因」「ひきこもりの形成」の4つの要因の相互作用として理解する視点である。因果関係といふよりも相互作用関係（プロセス）としてのとらえ方である。  
 そこで筆者は、「ひきこもりの原因は特定できないのか」という問には、「**相互作用モデル**」は、諸要因の相互作用のプロセスによりひきこもりが形成される考え方があるので、この考え方方に立つ限り、どこか一点に原因を特定することはできない」と答える。

○「長期化付加要因モデル」とは：「①社会と接する不安」「②職場環境・生活環境のストレス」や「③支援体制の不備」などの「**長期化要因**」によって、ひきこもりが長期化していく中で、様々な要素が付加する状態を意味する。「**長期化付加要因①**」が多い場合は、「社会・生活機能の低下」が深刻化する可能性がある。「社会・生活機能の低下」とは、「日常生活において、家族や友人と親しく交わることができない、外出困難、買いたい物が難しい、宅配便や電話を受け取れない、家族と食事をするときに抵抗が強い、働くことができないなど」多様な意味を持つ。「**長期化付加要因②(A・B)**」は、通常の人生では得られない「ひきこもることから得られる強自の体験」である。

図表3 ひきこもりの形成・長期化プロセスと長期化状況  
 一「相互作用モデル」+「長期化付加要因モデル」一



を絶けながらも、ひきこもり生活の中で、思索を深めたり、懐を深めたりする（工芸作品や文学作品を含む）を楽しんだりする人の体験が該当する（ただし、筆者の場合、支援の場で「長期化付加要因② A」が豊富な人に出会うことは多くない）。

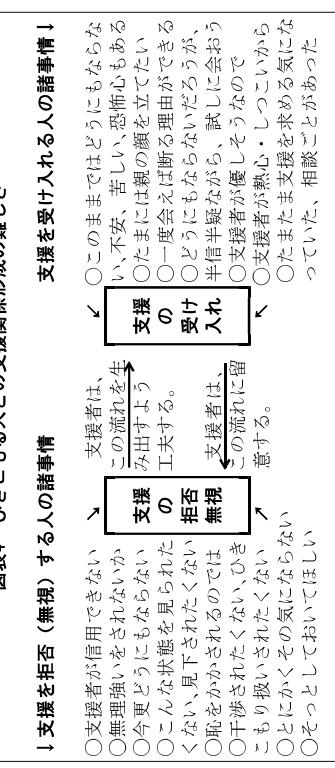
「长期化付加要因② B」に該当する体験は、当事者が「ひきこもりは胸をかきむしるような苦しい体験であった。将来に対する夢や希望、あるいは肯定的な自己評価をそぎ落としていく体験であつたなど振り返る体験である。このような人が大多数派であろう。

#### 4) 「長寿・年長のひきこもる人」との「支援関係」形成の難しさをめぐって

**図表4**の「支援を拒否（無視）する人の諸事情」に例示するように、支援は様々な事情で拒否（無視）されるが、ある時期に、年長のひきこもる人は、①ひきこもることによる苦しみや不安・社会から阻害された恐怖などを経験している、②しかし、その半面、ひきこもることによって、過去に傷ついたり挫折したりした体験とつながる「人や社会との接触」を避けようとしているため、それなりに我が身を守ることができる安心感も得られる。このように、ひきこもる人は、「支援を拒否すること」にも、「受容すること」にも、複雑な葛藤が伴うことが多い。ここに「ひきこもる人の支援関係形成の難しさ、あるいは対話関係形成の難しさ」がある。

このように、①②が複合した状態にある彼ら（彼女ら）にとって、支援も「彼ら（彼女ら）を離かずかず不安材料として認知されがちである」ため強く拒否されることが多い。また、支援を受け入れるとしても、その心境は單純ではない（屈折している）。ひきこもることによって自己不全感・不安・恐怖から、あるいは出口のない追い詰められた感覚から抜け出するために、一度は支援を受け入れても、そのことが不安・疑念を呼び覚まし、再び支援を拒否する可能性がある。なぜそうなるのかは、**図表4**の「支援を受け入れる人の諸事情」からも推察できよう。支援の再拒否は、支援者にとっても大きな試験であるが、「再拒否があり得ると予想する」ことは、支援者が再拒否に会って慌てないために（次の対応方針を考える）、また、次の支援において再拒否に会わないよう工夫するためには有益である。

図表4 ひきこもる人の支援関係形成の難しさ



「長期化付加要因②」に該当する体験は、当事者が「ひきこもつてていたが故に得られた貴重な体験があつた。これが人生の糧になつている」と振り返る体験である。ひきこもり

## 2) ひきこもる人をどう理解するか

1) ひきこもり支援の基本原理としての共生社会論  
ここではまずひきこもり支援の基本となる共生社会論について簡潔にまとめる(図表5)。

図表5

### ひきこもり支援の基本となる共生社会論

#### ○ 共生社会の実現を展望しつつ

今の中でもやがて何とか自立できるひきこもる人もいるが、そういうでない人もいる。ひきこもりだけではなく、他の様々な事情で社会的立場が実現できない人は少なくない(玄田有史:2013、渡部伸:2014 参照)。このような人びとに對しては、本人の意思と主體的選択を踏まえた自立への支撐が必要である。また、ひきこもる人であるかないかにかかわらず、あるいはまだ、ひきこもる人であるかないかにかかわらず、何らかの事情で思うように自立できない人も、等しく、この社会で全ての人びとと共に生きていく共生社会(野口道彦・柏木宏編著:2008、福井社会学会編:2013、佐藤久夫:2015、小関周二:2015)の実現が期待される。

#### ○ 共生社会とは何か

共生社会は、その人の状態如何に問わらず(経済状態、障害のあるなしなど)人がどうが相互に依存しながら、かつ主體的意思を尊重し合いながら共に生きていく社会であると思う。自己責任論(吉岡洋司:2014)によって排除される人がいない社会こそ共生社会であると思う。共生社会は、「適切な支撐を受けつつ、その人らしく(生き方を主體的に選択して)暮らしていくことが自立の一つの姿である」という理解が共有される社会であろう。

このような考え方方に立つならばひきこもり支援について次のことが言える。

共生社会論に立脚し、人それぞれの多様な生きる状態を尊重する立場に立つならば、長年ひきこもる人の生き方も人生を送る一つのあり方として尊重しなければならない。支援関係者は、その人が社会参加するしないにかかわらず、ひきこもる人が安心して生きていけるよう、ひきこもる人との相互理解と協力関係を築き、具体的な手立てを考えなければならない。共生社会は、人びとが相互に依存しながら、かつ主體的意思を尊重しないながら共に生きていく社会である。

#### 2) ひきこもりの定義ー「自由生活の制約論」についてー

ひきこもりの状態像やこれまでに提示してきた定義は多様であるが、ここでは「生活実感の視点」から、「ひきこもりという状態像の定義(仮説)」とそれにもとづく支援のあり方を図表6にまとめる。この定義を仮に「自由生活の制約論」と呼ぶ。

図表6 「ひきこもり(状態像)の定義(自由生活の制約論からの定義)」

ある人が様々な事情による「制約」のため、自由な人との関わり、自由な社会生活・社会活動などの道が、その人の諸事情を反映して決まっている状況である。

#### 『自由生活の制約論』から見たひきこもる人の支援の基本的考え方

上記のようなひきこもりの定義(「自由生活の制約論」)に立つならば、「ひきこもり支援」とは、「本人の同意と選択を前提に、ひきこもる人が様々な制約をくぐり抜けて、

いろいろな場面で「今より少し(少しづつ)自由になるための支援」をする幅広いゆるやかな活動である」と言える。この場合、具体的に「何をする自由か」はあらかじめ決まっておらず、本人の同意・選択によって幅広く変化する(広い意味での支援目標)。これを見てまとめて「今より少し(少しづつ)自由になるためのゆるやかな支援目標」(→図表7参照)ということができる。また「支援」とは、支援者による支援、家族による支援、当事者間の相互支援、社会環境の改善(共生社会化)など全てを含む活動である。

上記の「制約」は抽象的で広い概念であり、社会的・環境的な制約もあるが、個人的な制約もある。①制約が比較的軽い人は、家族と自由に会話し、かなり自由に外出し、趣味などを通して知り合った人々とかなり自由に交流している。②制約が比較的重い人(長期・年長のひきこもる人が該当することが多い)は、自室にこもりがちで家族との会話が乏しいことがある。また友人・知人との関係が途切れがちである。適切で気の長い支援によって②→①の変化が生じ、その先に社会生活の豊かさが実現することが期待される。

#### 3) 「今より少し(少しづつ)自由になるためのゆるやかな支援目標」とは具

体的にどのような内容でありますか。目標を設定することはひきこもる本人の事情に大いに依頼するため、あらかじめ第三者が決めることはできないが、目標の広がりを例示することではできよう(図表7)。「今より少し(少しづつ)自由になる」あるいは「ゆるやかな」といふことは、非常に広い概念であり、特定のいくつかの目標を特に重視するという枠組みにはこだわらないということでもある。

図表7

#### 「今より少し自由になる(ゆるやかな)」広い意味の支援目標の例示

- 当分の間、現在の生活を維持し、争いを避け穏やかに暮らす。
- 家族と自由に日常の会話をしたり、一緒に外出したりする。
- 行きたいところに自由に出かける。
- 会いたい人と自由に会ったり話をしたりする。
- 様々な社会的場面に自由に出入りする。地域の居場所を活用する。
- 困ったときに公民の個人や団体(精神科医療機関を含む)に相談し援助を求める。
- その人の興味や関心を活かす方向で就労準備をしたり就労体験をしたり、就職したりする。
- その人の客観的情況(経済的条件を含む)が許す範囲で就学したり、多様な学べる機会を利用する。
- その他必要と思う活動を行う。

4) 基本的・具体的にはどんな支援が必要なのか  
ここではこれまでに触れてきた考え方にもとづく支援の基本的な考え方を示す(図表8)。

図表8

#### 支援の基本的・具体的な考え方(筆者の場合)

人それぞれの多様な生きる状態を尊重する立場に立つならば、長年ひきこもる人の生き方も人生を送る一つのあり方として尊重しなければならない。そこでは、①社会参加の希望のある人には社会参加の道を歩む支援を行い、  
②今の暮らしを継続したい気持ちと社会参加する気持ちが葛藤している人には、葛藤す

る気持ちを尊重し、本人の気持ちの変動に対応した長期的で多面的な支援を行い、  
③当分社会参加を考えたくない人には、その人が納得する生き方をともに考える支援  
を行う必要がある。

④このようないくらばくの支援者は、社会参加するしないにかかわらず、ひきこもる人が安心して  
生きていけるよう、ひきこもる人ととの相互理解と協力関係を養き、「今より少しす  
つ自由になるやかなかな支援の考え方」を基礎に、具体的な手立てを考え、長期的  
な支援を行う。

⑤このような考え方の基礎には、先に紹介した共生社会の理念が想定される。共生社  
会は、人ひとが相互に依存しながら、かつ主体的意志を尊重しながら共に生き  
ていく社会であると思う。

なお上記の①に該当する人には、雇労に向かう人もいるがそういう人もいる。例えれば  
地域の活動にボランティアとして参加する人などの場合がある。②は本人の葛藤を大切に  
し、その葛藤の内容に合わせて支援が必要になる場合である。③のその人が納得する生き  
方は極めて多様であり、趣味で生きるというような場合もある。家事はするが、社会に出  
る活動はしない人もいる。④は、状態像に何かわからず（自宅にひきこもっている状態であ  
つても）その人が安心して生きていけるよう、その人にとつての安心とは何かを考え（そ  
の人に教えてもらうことが大切）、それを実現する支援を惜しまないということである。

### ③ ひきこもる人のための多様な手法 (一支援者が考える主な支援手法リストの例示)

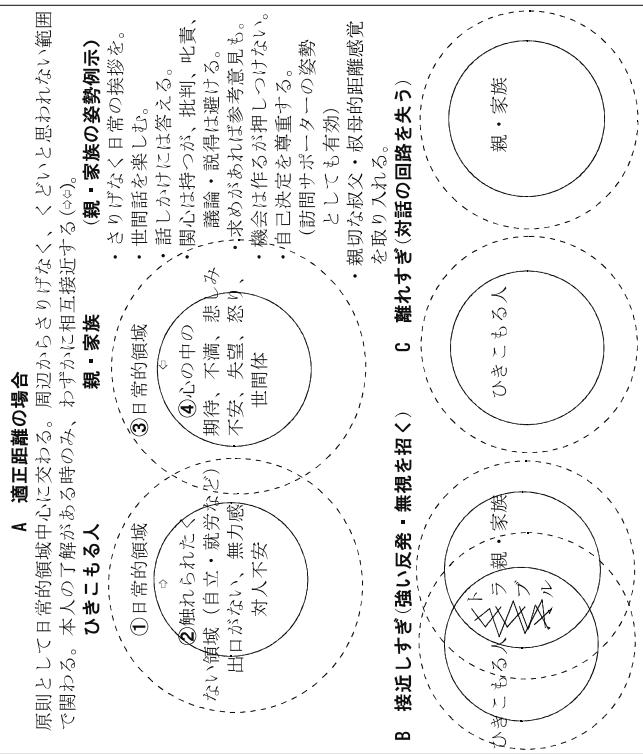
ここでは「今より少し自由になるための(ゆるやかな)」支援、あるいは、「不自由さを  
もたらしている制約を緩和する」支援を目指すことを基本に、一支援者として筆者の限ら  
れた視野にある（これまでに触れておいた）支援手法のリストを例示的に掲げ  
る。このリストは不十分なものであり、状況によつては、また、家事労働の「社会的評価」（図表1  
6）と「交流支援方式」（図表20）は、現時点ではアイデアの提案段階に止まっている。

#### 支援手法1 親子間の適正距離(ほどよい距離)を探り当てる -親子が出会い直すために-

ひきこもる者の支援においては、彼ら（彼女ら）が、（実際にいわゆる大人としての  
行動をしてるかどうかとは別に、あるいは大人としての行動ができるないからなおさ  
ら）、大人として認めてほしいという思いをもつていてるという事情を踏まえ、親子の間で  
適正距離（ほどよい距離）を探る必要がある（図表9参照）。  
それぞれのひきこもる人の状況に応じて親と本人の適正距離（ほどよい）を探り当てる  
と親子の対話がある程度成立するようになる。このことは本人の側から見ると親と語り合  
うが重要な課題となる。触れば痛む（双方が傷つく可能性がある）距離（親子間のトラブ  
ルを引き起こす距離）（B）に無理に接近せず、さりとて、思いあまつて突き放す（C）こ  
ともしない距離である。この距離は、親子関係の状況次第で多少接近したり離れたりする  
が、大きな動搖はない方がよい。「付きすぎず、離れすぎずのほどよい距離」（A）であ  
る。しかし、「親子間の適正距離」を確保することは、一朝一夕にできることがない。  
時間を要する、苦労もあり迷いもある道筋である。親子の対話をほんの一歩進めたと思  
つてしたことには本人がから強い反発を受けることもある（そのときは当分の間一歩下がつて、  
本人が落ち着くのを待つことにならない）。支援者もこの過程に気長につきそう必要がある。

図表9

#### 親子間の適正距離（ほどよい距離）について



#### 支援手法2 間接的対話手法の概要について -支援者が本人と出会うために-

##### 1) 間接的対話手法の概要

長期・年長のひきこもる人は通常自ら相談に訪れるることは少ない。筆者の場合、「家族  
を介して本人に働きかけ対話する方法」である「間接的対話手法」を活用している。要点  
は次のとおりである（図表10参照）。

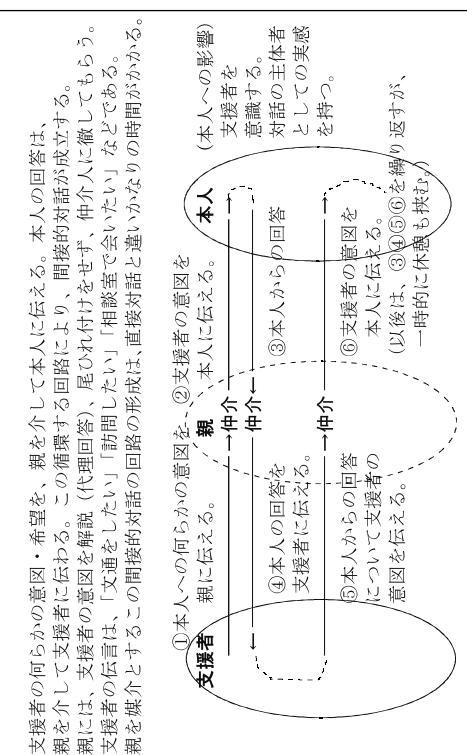
- ①支援者の何らかの意図・希望（「対話の場を持ちたい」など）を、親を介して本人に  
伝える。
- ②本人の回答・本人の思いは、親を介して支援者に伝わる。
- ③この循環する回路により、間接的対話が成立する。
- ④親には、（特に親子の間がしつくりしていない場合）支援者の意図の解説（支援者  
に代わって代理回答）や尾ひれ付け（「とてもよい先生だよ」など）せず、仲介人に徹  
してもらう、むしろ添々と支援者の言葉のみを伝えるのがよい。
- ⑤支援者の伝言は、「文通をしたい」「訪問したい」「相談室で会いたい」などである。
- ⑥なお、本人が親を通して「何を話したらいいか分からぬ」「うまく受け答えができない

いと恥をかく」というような趣旨の思いを伝えてくる場合（これは対話への開心が深まつたことを暗示する言葉でもある）、例えば、「この相談室での対話には失敗はないです。あなたとのどんな発言も大切な言葉として受け止めることができます。それに話の内容はごく日常的なことですから、ご配慮はいりませんよ。」というような趣旨の回答を返す。

この間接的な対話方法は、かなりの時間（年月:数年以上）がかかり、確実な方法でもないが、1、2年後に本人が面接に訪れたり訪問を受け入れることもある。

図表10

### 本人と支援者とが間接的に対話する手法



**2 支援者との「対話関係」を形成し深め、さらに「開かれた会話」へ**

上記の「間接的対話」は支援者との直接的対話関係形成の一つの手法である。しかし支援はそこにはとどまらず、ひきこもる人との直前の対話関係を形成しそれを深めることは、大きな抵抗感がある。その場面にさしかかると「前が起きるが分からぬ」「失敗するかも知れない」「恥をかくかも知れない」「今まで押し殺していた感情が噴き出しかねない」「でも対話ができるといいという想いもあるが」などの感情が渦巻くであろう。この感情を克服することが大きな開門となる。対話に抵抗がある人に向けては、同席する家族を間に入れた間接的対話を取り入れる。このように、支援者には開封的な工夫と丁寧な対応が求められる。(支援者の「無知の姿勢」-図表3参照)も有益な対応姿勢である。「対話」という言葉そのものが支援者・ひきこもる人両者の相互関係を前提としており、双方の(特に支援者側の)対話に対する接点形成の努力が重要な意味を持つ。またひとたび支援者との対話関係が形成された後にも支援者は、この関係を注意深く維持しながらに別の他者との対話(会話)関係には、この限り組みが求められる。

このようにして対話関係を形成することが、ひきこもる人が滞留しがちな「モノローグ(対話)の世界」にも、さらには「開かれた会話の世界」から「ダイアローグ(対話)の世界」にも、「開かれた会話」へ向けていくことになる。

(1)「課題提示の方法の選択」も、本人の困難な状態(社会的活動に踏み出したくない、踏み出せないという想い)と「折り合い」を提示することが大切である。こ

の場合、例えば「モノローグの世界」を軽視するのではなく、「モノローグの世界」「ダイアローグの世界」「開かれた会話の世界」のそれそれ大別にし、かつそぞれぞれの世界を行き来ること(そのような可能性が開けることを含む)が重要である。自分の対話をも、(特定の)他の者との対話をも、複数の他の者との開かれた会話をもが生きる世界を豊かにする契機を持つていてある。なお本報告では、下平美智代(2017)に学びつつ、「開かれた会話」を、特別な精神療法ではなく、日常的一般的に、主として「会話の参加者たちがお互いの話を聞きかづ自分の話ををして、お互いの理解を深めかづ自己理解を深め、結果として会話への抵抗感を緩和し、会話の意義や楽しみを見出す取り組み、つまり開かれた会話を意味することとする。

(付記)「オープンダイアログ」については、すでに多くの著作・論文が参照できる。

この手法の基本的考え方について下平美智代(2017)は次のようによく述べている。  
「この取組みの際だった特徴は、(中略)家庭療法等のセラピスト資格を持つ二人以上とのスタッフが、本人や家族などの関係者とともに治療ミーティングを行うという点にある。治療ミーティングでは開けていく会話、つまり open dialogue そのものが実践される。」「こうした会話では、参加者同士がお互いの声(話)を聴き、それぞれが独自の表現の仕方で気持ちや考えを述べることで、別の視点に立ち視野を広げたり、自分自身を感じ返したり、お互いの理解を深めたり、新たな共通の理解に到達したりする。」

ジャバシン(2018)の「オープンダイアログの7つの原則」に次の印象的な指摘がある。  
「7 対話主義 Dialogism 考え方・対話を続けることを目的とし、多様な声に耳を傾け続ける。対話することは何かの手段ではなく、それ自体が目的であり、解決はその先にあらわれるものである。・スタッフは、いかなる状況にあるクライアント、家族、関係者とも対話を続けるよう、対話を磨き続ける。」

### 支援手法3 「当面できること」と「環境からの要請」の間に 「折り合い」をつけること

「ゆるやかな支援目標」については、誰と誰が納得できるかというもう一つの面がある。ある支援者が「ひきこもる人の現状から見るとこのあたりが当面の目標であろう」と考えても、それを本人、家族、本人に関わる他の支援者が納得して取り組まないと空回りする。また「ゆるやかな支援目標」を本人にどのよう提示するかともよく考へる必要がある。その場合、ひきこもる人が「本物でできること」(本人が保持している健康面の尊重)と「環境からの要請」の間に「折り合い」をつけること(「環境との折り合い」)が大切な課題になる(竹中:2016 参照)。

長年ひきこもっている人は、社会の中の様々な体験から長い間離れていた人であり、様々な体験に對して、不安・恐怖・でかけるはずがなければ恥じ興味がないといったところである。しかし、もっと現実的には、親子関係に葛藤が深い場合、情報提供あるいは選択肢の提案以上の対応は難しい(反発・無視される)ということでもある。なお情報提供においては、提供する側が、視野広くかつ適切な情報を収集することが重要である。

(2)「課題の難易度の選択」も、本人の困難な状態(社会的活動に踏み出したくない、踏み出せないという想い)と「折り合いのつく範囲の課題」を提示することが大切である。こ

の場合、本人が開心や意欲を持ちやすい課題の選択、選択した課題についてはその課題をどこまで達成することを目指すか(到達目標の高さ)(課題の難易度)について「折り合いの範囲」を考える(図表11参照)。

図表11 ゆるやかな課題と課題提示の方法(「折り合い」について)

課題の領域 と難易度(ゆ るやかさ) の選択	難易度が高く興味関心の薄い課題領域の場合(自由意思が制約されやすい) (*は、ある課題がある難易度において選択された課題と難易度例) ○ 本人の困難な状態と「折り合い」のつく課題内容。 難易度および課題提示方法を選択することが望まれる 難易度と難易度例 課題の領域・分野・内容(興味・関心はあるか)	(難易度が適度で課題領域に興味関心がある場合自由意思が働きやすい) (*は、ある課題がある難易度において選択された課題と難易度例) 自由意思が尊重されやすい → 自由意思が制約されやすい 課題提示の方法 ((①②などの場合) 課題提示の方法 ((③④⑤などの場合))
		(①②を前提にした支援が望ましい。③ばかり支授関係が深まつた後に慎重に取り入れる。④⑤は自由意思(自己決定)を妨げる可能性があるので選択しないことが望ましい。①には、より控えめな情報提供の仕方(例:多様な地域情報のごく一部として雑誌入報などに用意する)もある。

図表4 「社会生活」「社会参加」を視野に入れた支援の基本的考え方

ここでまず、やや広い概念である「社会生活」「社会参加」を視野に入れたひきこもる人への支援の基本的考え方を示す(図表12)。

図表12 「社会生活」「社会参加」を視野に入れた支援の基本的考え方

「社会生活」「社会参加」については、まずはこの概念を極力広く理解し(広義の社会生活)、ひきこもる人の社会生活を広げる(不自由さを緩和すること)を支援したい。「社会生活」「社会参加」という言葉の意味(不自由さを緩和すること)を理解できる。(1)「社会生活」を自宅から出て行う社会活動や労働や能学などに限定せず、自宅にいてもある程度(直接的・間接的)社会参加できる方法を考えることもできる。(2)家事手伝いにても詳しくは図表17参照)、それによって家族の社会生活を支える効果があり、間接的には社会生活に関わっている(寄与している)と言える。本人がそのことを自覚できるような情報提供も必要である。(3)玄関先で近所の人と挨拶をすることが多いとされる。(4)各種支援施設(窓口)、相談室、医療機関などに出かけ(あるいは訪問を受け)、担当者とどちらかの対話・相談をする。できれば、これらのこととが継続的に行われる。

⑤居場所や各種の若者の集い(ひきこもる大学\*の実践を含む)などに出ることも有意味がある。

義な「社会生活」「社会参加」である。
⑥本人が自宅から出て行う社会活動に抵抗感があつたり関心を持てない場合も、自宅・自室において、新聞・テレビ・インターネットなどを媒介に社会と触れることができる。
⑦少なくとも一人の他者と交流ができますが、仮に単独生活になつても、日常生活上の困りごと・心配事について相談し緩和・解決し、生活の安心を得ることができる。このような交流を通して孤独感を和らげることもできる。このような方式の一例として筆者は、「交流支援者(方式)」を提案している(図表21参照)。
以上のように、「社会生活」「社会参加」の概念を広げたり深めたりすることにより、支援の内容も広がり、深まることが期待される。

\*「ひきこもり大学」については、池上正樹(2014)参照。

図表5 通所相談支援、訪問支援、居場所支援などについて

ここでは支援の基本となる通所相談支援、訪問支援、居場所支援などについてその本的考え方や留意点を示す(図表13)。

図表13 通所相談支援、訪問支援、居場所支援などについて

【1】通所相談支援などについて  
ひきこもり支援において、ひきこもる人が何らかの形の「社会参加」や多様な形の「就労(支援)」に進むためには、入り口段階として、ひきこもる人と支援者がある程度の「支援関係」を形成をする必要がある(あるいはそうなることが望ましい)。

通常、先ず家族との支援が開始・継続され、幸運であれば、ある時期(2年、3年、あるいはそれ以上後)に、本人が「相談支援の場」への参加を受け入れる。こうして本人が支援者と面談できるようになります。この「支援関係」(対話關係)を基礎に、小グループの「会話・談話關係」から、さらに広い、「社会や警戒心を抱いている人も少なくないため、「相談支援の場」を受け入れることはかなり重い課題になる。そこで、「訪問サポート」や「居場所支援」が試みられることが多い。なお、幸いにして「訪問」や「居場所」を受け入れることも重い課題となることが多い。なお、幸いにして「訪問」や「居場所」を受け入れる条件がある(できる)場合、「訪問」を受け入れることや「居場所」に参加すること 자체がひきこもる人の貴重な社会体験であり社会参加を意味するとも言える。

【2】訪問支援について  
①支援者による(ピアサポートを含む)「訪問サポート」は、その有効性が強調されることがあるが、本人に重い負担感を与えることも多い。そこでも、ひきこもる人の支援を目的とする訪問には「同意に関するルール」を設定する必要がある。「同意のルール」は「説明と同意のルール(インフォーム・ドコンセント)」と言い換えてよい注4、竹中:2018b・おわりに・参考)。わざわざ「不同意や同意の保留も尊重する」ことが含まれている(浅井篤:2011参考)。なお訪問の受け入れ依頼に対して、「積極的同意(歓迎)」はますながいが、筆者の場合、少なくとも「消極的同意」(「来るなとは言わない」「こっちは話がないけど、中へ来たいなら好きにしたらいい」など)を得ることが訪問開始の基本ルールである(竹中

: 2016)。また訪問への不安・疑惑が強い本人の場合、訪問に先立つて、葉書・手紙で訪問者の自己紹介、「訪問の趣旨の説明」などをある斯間繰ける(手紙を出すことにも同意し得ることにしている)。なお筆者は、親に会うための訪問にもひきこもる人の(②)いずれにしても、(筆者は)、「この方法なら必ずひきこもる人に訪問を受け入れてもらえる」という定石はないと思っている。従って特に長期・年長のひきこもる人の場合が開始されても速やかに支援関係が深まるものではなく、遅く自己紹介的な対話・趣味や興味ある出来事についての対話をなどから徐々に對話を深めいくことが多い。③のように、訪問サポートは、ひきこもる人たちの援助において有効な方法となりが限界もある。ひきこもる人が訪問を受け入れなければならない。また本人の理解を得て会い始めたものの関係が全く進展しないことが多いと、援助者や家族が期待過剰にならなければなりません。これらは、地域の限界をあらかじめ十分理解していないと、失望落胆することがある。

④そこで、訪問サポートは、それぞれ有効な多くの援助方法の中の一つであると理解するのが適切であろう。訪問ができない場合は、他の支援方法を選択する必要がある。親・家族・親族などから本人への働きかけを工夫するという対応もある(間接的支援)。葉書・手紙・メールによるサポートもある。居場所の紹介・相談室の紹介、その本人が開心を持ちそうな情報提供を続けることもある。葉書・手紙・メール・電話の交流は、それだけでも有意義であるが、このようないいな働きかけを続けることができる。逆に、葉書も手紙も電話も「もういらぬ」と拒否されることが可能になることもある。いずれにしても、「なんととしても訪問で成果を上げよう」と思いすぎることもある。これが「同意ルール」の解釈(強引な訪問)につながることには注意しなければならない。

⑤私たちは、一般世間の付き合いにおいて、訪問を嫌がる人のほとんどを無理に訪話を迷惑がついている人に対する配慮も忘れないであろう。このような世間の付き合いにおいては、常識的配慮(態度)は、ひきこもる人ととの付き合いにおいてはならないであろう。

⑥以上のようないいな働きかけをしながら慎重に進める訪問が、ひきこもる人に受け入れられる程度の親和関係(雰囲気)が得られるならば、次第に対話が進み、あるいは深まるようになる。こうして、ひきこもる人が自分のベースで、他者と楽に対話ををする感覚(自由)を回復することができる。このような関係を糸口にして、訪問サポート以外の支援の場(相談室面談や居場所など)にいざなう流れが生じるかも知れない。

### 〔3〕居場所支援について

①居場所の性格や形態は多様であり、休息できる場所、自分らしくいられる場所、何もないで安心していくところのある場所、樂しめる場所、自分の生活テンポや個性が尊重される場所、好きなことができる場所、同じ開心や興味をもつ仲間との出会いがある場所、仲間との共感が生まれやすい場所、などの特徴がある。居場所を趣味や社会参加(ボランティア活動・アルバイトなど)の活動拠点とする人もいるが、くつろぐことが主目的の人もいる。

②ひきこもる人は、通常、自室・自宅以外の居場所が少なくなっている人でもある。特に(他者・仲間との自由な出会いの可能性がある)小社会としての性格を持つた居場所を失っていることが多い。このような人が自室・自宅外にも居場所を得ることは貴重な体験となる。

③しかし、ひきこもる人は、自室・自宅以外の場所には不安や恐怖感が強いため、まずは居場所に出かけることに大きな抵抗感がある。居場所は、不安や恐怖を感じることで、面、新しい出会い、新しい活動など、不安や恐怖を誘発することにより、ひきこもる人である。そのため特に長期・年長のひきこもる人の場合、居場所型支援の場があつても、容易に利用できない人が多い。また、居場所(居場所型支援の場)に来ても仲間と関わらない人は多い。支援者は、関わらない(一人でいる)自由を尊重しつつ、その人が、

自然に、適度に、仲間と関われる、仲間から受けられるように配慮する。そこでの長期・年長のひきこもる人の居場所利用に関しては、次のようないいな点を留意する必要があると思う。  
 a. 居場所に誘う前に、支援者(個別支援)との関係形成に毎日を要することがある。  
 b. 居場所に出向くようになり、居場所の支援者と個別の関係を形成することがある。導入期の課題は、居場所の支援者と個別の関係を形成することである。  
 c. ひきこもる人は自己評価や集団の中の位置づけに敏感であり、外見以上に悩んでいて、居場所に出向くようにならざるもその後相当期間、居場所での振る舞い方や集団関係の悩みを受け止めることで、従来の個別の支援を継続し、併行支援形態を取ることが、望ましいことが多い。  
 d. 居場所は、それ自身が小さな社会であり、以上のような配慮のものとで居場所活動が進むならば、長期・年長のひきこもる人にとっても、他の支援手法では得がない体験の場となる可能性がある。この中で、小規模ではあっても社会と関わる自由(楽しさなど)を体験することができます。

\*居場所支援については、次のような意見を聞くことがある。「居場所を設けると居場所に滞留する人が増えるのではないか」「居場所ぐるみ社会から閉鎖的になる場合もあるようだ」「などである。筆者は、特に長期ひきこもっている人は、居場所に出ること自体が当事者にとって大変なストレスであり、不安にさいなまれ拒否感情を抱きやすい状況を多く見てきた。このような当事者が居場所に出るようになり、わざわざでも仲間との交流ができるることは、それ自体大きな前進であり、仮により広い社会につながりにくいとしても、本人の暮らしの質の向上にとつて有益であると理解している。また、居場所ぐるみ社会の支援者などが極力その居場所を訪問し、外から居場所の支援者や居場所に集う人たちと交流することが有益であろうと思う。外から居場所を見るだけなく、是非地域の関係者として居場所にソフトに関わって欲しいと思う。もちろん居場所の支援者の多くは、地域との社会化にも貢献できると思う。もちろん居場所の支援者が多くの人や地域との自然な交流の道を模索しているように見受けれる。

### 〔4〕結びとして

1) 以上のように、来所相談、訪問、居場所は、いざれも必ずしもひきこもる人に受け入れられる保証があるわけではなく、支援者側の期待外れに終わることも覚悟しなければならない。もつとも、期待外れになるかも知れないとしても、来所相談(の窓口)や訪問や居場所の用意と利用のための情報提供などは必要である。支援関係形成の努力を一步一歩積み重ねることも大切である(支援関係形成の機会については注5参照)。しかし、長期・年長のひきこもる人は、これまで長年、支離に抵抗感が強く、支援活動や支援の場を拒否し警戒してきた人である。「支援関係の「形成」が難しい人である」といふのが場合必要が支援者の姿勢の一つとして「無知の姿勢」があげられる(シーラ・マクナミー他編・野口裕二・野村直樹: 1997、野村直樹: 2018 参照)。

野村直樹(2018)は次のように説明している。「知らないのでそのことを教えてくれますか?」(中略)と医療者の側から尋ね質問する。「知らない病の意味、苦惱の内容、障害に伴う不都合など、患者に聞いて初めて理解可能である。『知らないのでそのことを『無知の姿勢』と呼ぶ。』

「無知の姿勢」とは、支援者がひきこもる人の思いと言葉に用心を持ち、ひきこもる人と同一平面に立ち対話関係を形成しそれの人を理解できる。たゞいことではないが支援者が極力このような姿勢を維持することにより、ひきこもる人の意図疊合が可能となり支援関係形成の一歩を歩む可塑性が生まれるかも知れない。2) ところで、長期・年長のひきこもる人は、これまで長年、支援に抵抗感が強く、支援活動や支援の場を拒否し警戒してきた人である。ところが支援といふ活動・場は、

ひきこもる人が自然な気持ちで参加しやすい雰囲気を作るために様々な工夫したとしている。なお「すれ違い」は広く人間関係において見られるがここでは触れないことにする。

(2) 「相互関係概念」としての「すれ違い論」：「すれ違い」論では、親・家族などひきこもる人の相互理解の欠け、信頼や思いの行き違い（という現象）を考えるのであり、どちらが良いとか悪いという「価値判断は含まれない考え方」すなわち「相互関係概念」である。このようないい違いが深まることが、ひきこもる人と家族全体にとって深刻な困難を生み出していることが少くない（このことは、ひきこもり支援にとっても困難を深める状況である）。ことを踏まえた考え方である。「すれ違い」は、長い年月かかってほんの少しだけ重なることが多く、その実態が家族（あるいは本人）に自覚されなければならない、「すれ違い」論では「相互関係概念」によって説明されるのであるから、「親が変われば子も変わる」という「因果関係」的考え方とともに距離を置いている。次に示す補足（図表15）を参照していただきたい。

また、筆者は「ひきこもりの原因論」を追究するのではなく、「ひきこもりの形成プロセス」に関する「相互作用モデル」を重視している（この点については図表3参照）。

(3) 「すれ違い論」とこの考え方にもとづく支援については次のようにまとめられる。

「すれ違い論」においては、親子の間の「思いのズレ」が葛藤を生み出している場合、まず親子双方が、親子の間の「思いのズレ」（つまり関係のズレ）が生じているという現状認識」を持つことの大切であると考える。「（親）あの子の考えていることは理解できない。間違っている。」「（子）親は自分のことを全く理解しようとしていない。無視するか何かを押しつけるかである。」とそれぞれが思っていたのでは、関係の改善が難しい。「自分たち親子の間のことは、思いや意見のかなりのズレが生じている」ということを親子双方あるいはどちらか一方が認識することが事態改善の第一歩である。そこから先是、「親子の状況認識を深め、一致点や妥協可能な点を探り当てる」場合、親子間には限界もあり、支援者が間に入って、時間をかけて丁寧に関係調整（両者の相互理解や歩み寄りなど）を取りつつきかけが必要である。

(4) 「すれ違いの「社会的背景」」：すれ違いの形成背景には、家族それぞれの個人的な要素だけでなく、「社会的な要素（背景）」が深く関わっている。家族がひきこもる人に注ぐ眼差しは、その時代の若者をめぐる社会的な背景（社会的通念、社会的常識、若者に対する社会制度の状況など）に大きく影響されている。その意味で「すれ違い論」は個人的・社会的条件によって社会的条件（影響）を濃厚に反映した考え方である。また、われわれ自身が、自己の信念・信条の形成において長い年月の間に濃厚な社会的影響を受けているのであり、その信念・信条が人間関係において困難を生み出す経験をしていることも少なくないであろう。

(5) 「すれ違い論による支援」が有益な場合：親・家族とひきこもる人の「すれ違い」とは別の個人的・社会的因素がひきこもる状態に影響する場合が多いため、どのような要因がひきこもり状態に影響しているかという点は、個別事例的・複眼的に見て、すれ違いがなり重要な影響をもついていると思われる場合には「すれ違い論」に基づく支援がある程度有益であると考えられる。

(6) 「すれ違い」は、「ひきこもりの原因」ではなく、ひきこもりに前後して発生する状況（事情）であると理解できる。また、すれ違いの緩和・回復といつても、ひきこもり支援への一つのヒントとなるものである。ひきこもり支援の長い過程の中で、「すれ違い論」による支援が有益である一時期があると理解するのが適切であろうと思う。

る。なお「すれ違い」は広く人間関係において見られるがここでは触れないことにする。

(2) 「相互関係概念」としての「すれ違い論」：「すれ違い」論では、親・家族などひきこもる人の相互理解の欠け、信頼や思いの行き違い（という現象）を考えるのであり、どちらが良いとか悪いという「価値判断は含まれない考え方」すなわち「相互関係概念」である。このようないい違いが深まることが、ひきこもる人と家族全体にとって深刻な困難を生み出していることが少くない（このことは、ひきこもり支援にとっても困難を深める状況である）。ことを踏まえた考え方である。「すれ違い」は、長い年月かかってほんの少しだけ重なることが多く、その実態が家族（あるいは本人）に自覚されなければならない、「すれ違い」論では「相互関係概念」によって説明されるのであるから、「親が変われば子も変わる」という「因果関係」的考え方とともに距離を置いている。次に示す補足（図表15）を参照していただきたい。

また、筆者は「ひきこもりの原因論」を追究するのではなく、「ひきこもりの形成プロセス」に関する「相互作用モデル」を重視している（この点については図表3参照）。

(3) 「すれ違い論」とこの考え方にもとづく支援については次のようにまとめられる。

「すれ違い論」においては、親子の間の「思いのズレ」が葛藤を生み出している場合、まず親子双方が、親子の間の「思いのズレ」（つまり関係のズレ）が生じているという現状認識」を持つことの大切であると考える。「（親）あの子の考えていることは理解できない。間違っている。」「（子）親は自分のことを全く理解しようとしていない。無視するか何かを押しつけるかである。」とそれぞれが思っていたのでは、関係の改善が難しい。「自分たち親子の間のことは、思いや意見のかなりのズレが生じている」ということを親子双方あるいはどちらか一方が認識することが事態改善の第一歩である。そこから先是、「親子の状況認識を深め、一致点や妥協可能な点を探り当てる」場合、親子間には限界もあり、支援者が間に入って、時間をかけて丁寧に関係調整（両者の相互理解や歩み寄りなど）を取りつつきかけが必要である。

(4) 「すれ違いの「社会的背景」」：すれ違いの形成背景には、家族それぞれの個人的な要素だけでなく、「社会的な要素（背景）」が深く関わっている。家族がひきこもる人に注ぐ眼差しは、その時代の若者をめぐる社会的な背景（社会的通念、社会的常識、若者に対する社会制度の状況など）に大きく影響されている。その意味で「すれ違い論」は個人的・社会的条件によって社会的条件（影響）を濃厚に反映した考え方である。また、われわれ自身が、自己の信念・信条の形成において長い年月の間に濃厚な社会的影響を受けているのであり、その信念・信条が人間関係において困難を生み出す経験をしていることも少なくないであろう。

(5) 「すれ違い論による支援」が有益な場合：親・家族とひきこもる人の「すれ違い」とは別の個人的・社会的因素がひきこもる状態に影響する場合が多いため、どのような要因がひきこもり状態に影響しているかという点は、個別事例的・複眼的に見て、すれ違いがなり重要な影響をもついていると思われる場合には「すれ違い論」に基づく支援がある程度有益であると考えられる。

(6) 「すれ違い」は、「ひきこもりの原因」ではなく、ひきこもりに前後して発生する状況（事情）であると理解できる。また、すれ違いの緩和・回復といつても、ひきこもり支援への一つのヒントとなるものである。ひきこもり支援の長い過程の中で、「すれ違い論」による支援が有益である一時期があると理解するのが適切であろうと思う。

#### 支援手法6 「すれ違い論から見たひきこもり支援 —親子が出会い直すために—

1) 「すれ違い論」によるひきこもり支援の概要：ここでは、「親子が出会い直すための支援」の一つとしての「すれ違い論」から見たひきこもり支援の概要を紹介する（図表14）。親子間の思いのすれ違いが大きくなり、親子間葛藤が深くなっている親子の場合には、このような考え方方に立つ支援が有効であるかも知れない。ここでも支援者の役割が小さくない。なお、「すれ違い論」の内容は、竹中（2018b）に詳しく述べている。

#### 図表14 「すれ違い論」から見たひきこもり支援の紹介

##### (1) ひきこもり理解と支援の一着眼点・着手点としての「すれ違い論」の概要

ひきこもる人（特に長期・年長のひきこもる人）と親・家族は、その思いや理解が食い違いで葛藤の深い状態に立ち至っていることが少なくない。  
 「すれ違い論」とは、仮に「ひきこもる人と親・家族の間に生じやすいすれ違い（または、ズレ）」に少し立ち入ってみて、「すれ違いの発生（形成）事情や意味（影響）」あることは、「すれ違いの緩和・回復の方法などについて考えること」と定義しておきたい。  
 「すれ違い論」の検討においては、「ひきこもる人と支援者のすれ違い」も検討しなければならない。支援者とのすれ違いは、時として「支援の拒否」「支援の中止」の一因ともなるものであり、重要な意味を持つであろう。ただし、「ひきこもる人と支援者のすれ違い」については今後の課題とし、機会をあらためて取り上げることにする。

ここでは、「ひきこもる人と親・家族とのすれ違い」とした意味は母子間、父子間だけに起きてのではなく、他の家族成员（祖父母、兄弟姉妹など）とひきこもる人との間でも起きるのであり、それぞれ異なる性質のすれ違いであることが多いからであ

(7) 「すれ違い論」にもとづく支援は、多くの支援方法の中の一部にすぎないことを例示する。

○ひきこもり人自身のこころの不具合（発達障害、しつ傾向、強迫性の問題など）の見立てと治療・支援・リハビリテーション。○本へのカウンセリングなどの個別的支援。

○本人へのアワトリーチ（家庭訪問など）による多様な支援。○本人・家族の社会関係・対人関係を深めたり広げる支援（居場所型支援を含む）。○当事者あるいは元当事者が自分が自動的に開催する交流グループ・集会などの活動（セルフヘルプグループ）。

○就労に向かう多様な支援。○家族が抱える諸課題（家族間係の葛藤、雇用労働問題、経済的問題、介護問題など）への支援。○親の高齢化・親亡き後の課題に関する支援（ライフコーディネーターによる自己支援・相互支援など）、その他の多様な支援あるいは個々の支援方法の複合による支援（複合型、並行型支援）。

\*「すれ違い論」については、竹中（2018b）『ひきこもり支援の着眼点・着手点』の第2章「すれ違い論」から考える長期・年長ひきこもり支援」において詳述した。

2) 「親が変われば子も変わる」論をどう見るか：すでに説明したように「すれ違い論」にもとづく支援における「関係概念」にもとづく考え方がある。また筆者は「すれ違い論」の考え方を重視する「親が変われば子も変わる」という考え方があるため、「親責任論」につながりやすい「親が変われば子も変わる」という考え方とは距離を置いている。このような考え方方に到達した筆者の考え方の変化（発展）の過程を含めて図表15を参照していただきたい。端的に言えば筆者は、初期の「ひきこもりの原因の一いつとして家族を見た」「親が変われば子も変わり」という考え方から、「ひきこもりは諸要因の相互作用によって生起する」という考え方へ、また「親が変われば子も変わる」という考え方から「親が適切な対応手法を学べば子も変わることが可能だ」という考え方へと変化したことである。（付記：「親が変われば子も変わる」という考え方を推奨しないのは強調する支援者・支援団体等は少なくない。ちなみに、インターネットの検索窓口にこの言葉を書き込めば数多くの関連ホームページを開覧できるであろう。）

図表15 家族理解と支援についての考え方（筆者の仮説の変化）  
筆者の支援開始初期の考え方（仮説） → → →その後の考え方（仮説）

1) ひきこもりの原因の一つとして一ひきこもりは諸要因の相互作用によって家族を見る。  
生起する。

同じような問題はどの家族にも起こり得る。潜伏的か頑在的かの違いだけである。それよりも、家族は、苦労している人、悩んでいる人、長く当事者を改善のため努力してきた人、当事者をよく知っている人として理解する。

2) 「親が変われば子も変わる」→  
(親責任論につながりやすい)  
(変わるもの内容が、一義的でない)  
(支援者・筆者としては、使わない  
ようにしている言葉である)  
(長期ひきこもりの人の中には  
親の影響を受けににくい人もいる)  
→ 「親が適切な応手法を学べば  
子も変わる可能性が高まる」

#### 支援手法7 習労に向かう支援について

##### -「支援関係の形成」を大切にしつつ-

ここでは、ひきこもり人の「就労に向かう支援」について述べる（図表16）。ここでも、実際の就労はやや遠い目標と考え、まずは「支援関係の形成」を大切にするやがな支援の考え方を重視している。

図表16  
就労に向かう支援について

ひきこもる人がある時期に、自ら納得し、自ら選択して就労し、その状態が持続するようになれば、その喜びは、本人にとっても家族にとっても小さくない。働きたいといいう秘めた思いを持つ人が、何らかの機会を得て、働きたいという気持ちを解放し、何かの形で働けるようになることは、一つの大切な自由の獲得でもある。

しかし、ひきこもる人には、就労以前の課題（あるいは悩み）が多い。特に長期・年長のひきこもる人の場合、就労との距離はかなり遠いと考えるのが現実的である。長期間ひきこもる人の就労をも展望した支援のあり方については、次のような視点（方法論）を踏まえた長期的（数年に及ぶこともある）で多面的な取り組みが必要であろう（詳しくは竹中：2016 第4章参照）。

①長期・年長のひきこもる人の支援においては通常まず親・家族の支援を通して、徐々に、本人を知り（理解する）、本人との「支援関係」形成を試みる必要がある。

②本人との「支援関係」が形成され、本人と対面できるようになつた場合も、まず本人の思いを優先しつつ、長期的視点に立って、支援関係を得出める必要がある。

③本人への希望を確認しながら、担当支援者以外の人との出会いの機会、近隣社会との接点の形成、様々な社会体験の機会について情報提供や提携、道案内をすることも大切である。

④本人からの話題が「働く・就労」に触れるようになつた場合も、働くことを広くとらえ（＊）、柔軟に働く機会づくりを進めなければならない。このように、（筆者の場合）支援の初期から就労に向けた話題について慎重に話し合い、適切と思われる場合には、就労に向かう支援を開始することになる。

⑤本人が就労に近づいても（あるいは就労を開始しても）、先を急がず、思い直し、中断、やり直し、加えて就労以外の課題などを十分尊重しつつ支援を進める。

⑥働く内容は、柔軟に広く捉えることを大切にする。ボランティア的活動（有償ボランティアを含む）や現金収入を前提にしない自給自足的な働き方（自給自足段階の農業など）あるいは就労してはいるが（時間賃定の就労など）生活できる収入に達しない場合も、働くことの意義を尊重し、合わせてこのようなく販労であつても暮らしが成り立つような幅広い支援（家族の協力・福祉制度の活用などを含む）を検討する。

⑦なお、就労の概念を「就労に限らず」こと、社会に直接触れることがだけではなく間接的に社会と関わることで間接的に家族の社会生活を支えている場合など）の意義を尊重することも大切である。

\*「働くことを広くとらえる」ことは、樋口明彦（2007）の「多元的活動」論で紹介されている①自給自足的な仕事（家事、介護、看護、育児、日曜大工など）②コミュニティ活動（隣人間の手助け、地域ボランティアなど）、③インフォーマルな交換活動、④正式な雇用などを含んでいる。また、「社会的企業」「コミュニティビジネス」などの活用も含んでいる（風見正三他：2009、特定非営利活動法人・共同連編：2012、柏木

之：2013 参照)。なお就労をめぐっては、『ケアとしての就労支援』(斎藤環他監修2018)の考え方が参考になる(5-6)補足(参照)。

### 支援手法8 ひきこもる人の家事労働の「社会的評価」について

ここでは、家事労働の意義を重視し、ひきこもる人の家事労働を社会的に評価する仕組み(提案)を提示する(図表17)。

図表17  
ひきこもる人の家事労働の「社会的評価」について(提案)

(1)筆者は関係者と話し合う際に「(ひきこもる人の)家事労働お疲れ様基金(仮称)」を設けるという着想について意見を聴いている。ひきこもる人の中には男女を問わず、ひきこもつてはいても、様々な家庭をこなしている人がいる。自由な外出や家族以外との交流はほとんどないが、遇事回か夕食づくりを担当している人は少なくない。天気のよい日は家族の布団を干す仕事を分担している人もいる。このような家事労働に対して、家族が評価し報酬(お小遣い)を出していることもある。しかし、このような対応はあくまでも家庭内の出来事である。家事労働は、一般的に(ひきこもつている人であるなしにかかわらず)、家族に貢献することを通して社会に貢献していることである。したがって家事労働が何らかの形で社会的に評価されることはあることと思う。このような考え方がある「家事労働の社会的評価」の出発点である。

(2)ここで考えることは賃金ではなく、お渡様でよくお渡される支払いであります。「家事労働お疲れ様基金」はひきこもり関係の家族会や支援団体あるいはひきこもり支援に力を入れている社会福祉協議会など(これらの団体を「実施団体」と呼ぶ)において、ひきこもる人の家事労働を評価し若干の慰労金を支払う構想(提案)である。

この構想の実施方法などは以下の如きです。(1)本人の了解を得て家族が実施団体に基金活用の登録をする。多様な家事労働に従事した時間数を記録し(例えば、1日単位で、1時間まで、1時間から2時間、2時間以上)、2時間以上の3段階程度の記録を残し、1か月分をまとめて実施団体に提出(自己申告)する。

(2)実施団体は、家族の申告に基づいて、3段階くらいの基準により慰労金月額を算定し、家族を介してひきこもる人に家事慰労金を届ける。その際、労をねぎらう手紙と実施団体の会報や行事の案内などを同封する。この仕組みは、さやかながら家事労働を社会的に評価する仕組みである。

(3)この仕組みによって、ひきこもる人と実施団体(社会的組織)の間に間接的でゆるやかのつながりを築くことでもあります。また、希望的には、家事労働をねぎらう行為を通して、社会的な場面においても働く意欲を高めることになるかも知れない。いずれにしてもこの仕組みによって、本人の日常活動への自信や自己評価が高まり、心と行動の自由が高まることが期待される。

(4)この仕組みに対しては「家事に身を入れすぎると社会自立が遅れるのではないか」という意見も予想されるが、この仕組みは単に家庭内で家事に取り組む(その場合も、本人に達成感をもたらし、間接的には家族の社会生活に寄与しているという意味で十分意義があると考えられる)というだけではなく、間接的ながら社会的評価ながらの仕組みである。そのことが本人の社会への所属感をわざわざでも高めることを期待している。

⑤この仕組みは、まだ着想段階であるが、支援関係者に話してみると「興味深い方式

### 支援手法9 親の高齢化・親亡き後の生活の安心のための支援 -ライフプランおよび「交渉支援者方式」などをめぐって-

1) ライフプランとはなにか—その概要と課題—

長い年月ひきこもり、諸事情から近い将来が難しそうな人の支援において長い年月ひきこもりが多いテーマは、ライフプランである。ライフプランについてひきこもり支援に携わるライフガード・親亡き後のひきこもる人の生活長い年生主としてファインシャル・プランナーなどによる経済生活面を中心のプランのことは、近年主としてファインシャル・プランナーなどによる経済生活面が豊かではない場合、家族の保有する資産などとを指してきた。しかし、家族の経済生活が豊かではない場合、家族の保有する資産などでは経済生活面を中心のライフガードを立てられないという事情も含むのである。また後述するように、経済生活(住居の確保も含む)の支援だけでは、現実にひきこもつている人の支援として不十分であり、もう少し面的な対応策の検討が必要である。これらは課題を意識しつつ、先ずファインシャルプランナーの方を紹介する。2007 年度青少年健康センター・シンボルファームにおける畠中雅子(ファインシャルプランナー)・ニートヒ・ライフプランナー・総合的な資金計画を支援する専門家(2007)のレジメ「ひきこもり・ニートヒ・ライフプランナーひきこもりのお子さんのライフプランを立てるー」(社団法人青少年健康センター編:2008)には、次に抜粋するような項目が掲げられている(図表18)。

図表18

### ひきこもり・ニートのライフプラン(畠中雅子:2007)

#### 1 親の資産を整理する

- ①まずは親の資産を洗い出す
- ②(省略)
- ③親の資産で、お子さんは何歳くらいまで生活できるか、計算してみる
- ④(省略)
- ⑤「親の資産の管理は誰に委ねるか」を具体的に決めておく

#### 2 親の資産を増やす方法・遺す方法

- ①一時仮終身保険に入つて、特定のお子さんに財産を遺す
- ②(省略)
- ③(省略)
- ④自家を賃貸併用住宅に建て替える
- ⑤金融商品型リバースモーダージを活用する。

\*社団法人青少年健康センター編(2008)『高年齢化するひきこもりとライフプラン』より引用。これらのはかに、畠中雅子(2012)、斎藤環・畠中雅子(2012) 参照。

これは割り切った経済生活プランであるが、仮にファインシャルプランナーの助言を得てライフプラン(サバイバルプラン)を立てるとしても課題も多く残される。

#### 2) ライフプランをめぐる課題

一口にライフプランを立てると、社会関係が乏しいひきこもる人がライフプランを有効に活用できるのかと問うと、そこには多くの課題が浮上する。

①ひきこもる人の中には経済面を中心の支援だけでは、安心して生きていけない人が少なくない。現在、食品を含めて多くの物品はネット通販で購入できる。しかし、生活上いろいろなトラブル・困りごとに遭遇した場合、家にこもったきりの人では対応できないことも予想される。

②ひきこもる人だけの事情だけでは決めににくい問題が多い。兄弟姉妹がいる場合は、相続について兄弟姉妹とよく話し合い同意を得る必要がある。なお、兄弟姉妹がいる場合は、ひきこもる人の世話をについて協力が得られるかどうかは、一概に言えない。兄弟姉妹もそれぞれの生活上の都合がある。「これまでひきこもる兄弟のため、言葉に尽くせないほど長年苦労してきた。もうたくさん」と思っている兄弟姉妹もいる。これは全くもつともな心境である。

③兄弟姉妹がない人の場合（居てもひきこもる人のお世話を頼めない事情がある場合）、長年ひきこもっている人の場合は特に、誰かにひきこもる人のお世話を依頼する必要がある。

④親が経済的に困窮している場合は経済面を中心のライフプランを立てることは難しくなる。

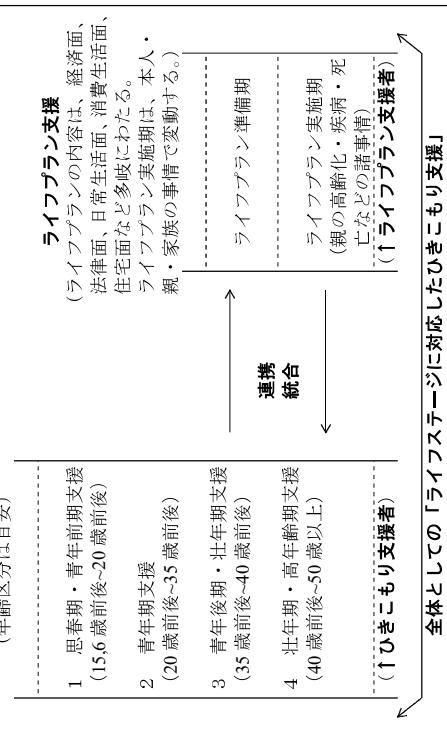
その場合、**社会保障・社会福祉の諸制度を活用する必要**がある。

⑤「**ライフプラン**」と「**ひきこもり支援**」、「**交流支援者（方式）**」について  
**（ライフプラン）**と「**ひきこもり支援**」、「**交流支援者（方式）**」について、**（ライフプラン）**の構築（**（ライフプラン）**と並行して、ひきこもる人の社会自立に向けた気の長い支授（ひきこもり支援）が必要であるが、それだけでなく、ひきこもる人の長い人生に伴走して生活上の諸課題について支援・助言する人（筆者の場合、将来の事でもあるが、「**交流支援者**」と呼ぶ）も必要である。**（ライフプラン）**支援者とひきこもる三者が連携することが望ましい（図表19）が、さらには、**交流支援者**を含む三人者が連携することは、竹中：2018a、2018b 参照。

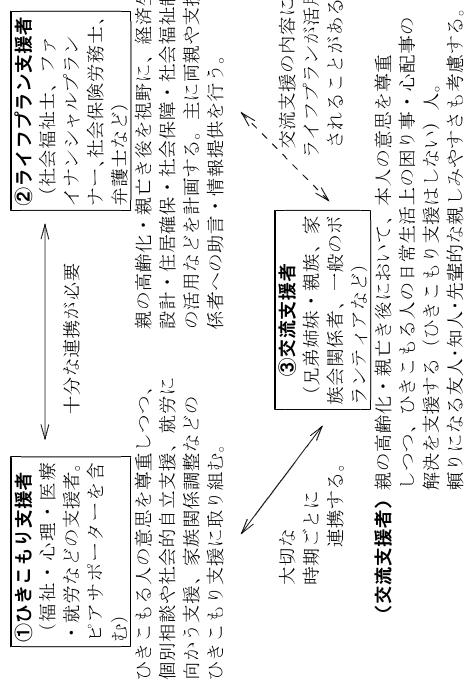
図表19 長期・年長ひきこもり支援とライフプラン支援の連携と統合  
-安心して生活していくためのプラン-

#### ライフステージに対応した ひきこもり支援

（年齢区分は目安）



図表20 「①ひきこもり支援者」「②ライフプラン支援者」と「③交流支援者」の関係（この図では、①②③の三者関係に限定し、便宜的に家族会や支援団体は省略している。）



図表21は、仮に、ある支援団体が「交流支援者方式」を立ち上げて運営している状況を想定し、交流支援者方式をわかりやすく解説した案内文の例示である（竹中：2018a、2018b）。交流支援者についてひきこもる人に紹介する場合、家族が直接本人と話し合うことが多いと思うが、このような案内文を使うことが有益なこともあります。

図表21 「交流支援者サービスのご案内（例示的案文）」の提案  
○○家族会・○○支援団体

ア 交流支援者サービスについて  
 私たち○○家族会（あるいは○○支援団体）では、ご家族の方々のご意見を踏まえて交渉支援者サービスを開始しました。  
 ○○家族会（あるいは○○支援団体）では、次のような事情の方、次のようにニーズをお持ちの方（仮に当事者と表現します）に対して少しでもお役に立ちたいと想い開始しました。  
 ○外出や人付き合いが苦手であり、将来の経済生活に心配がある。  
 ○日常生活の多くのことを両親に世話をもらっている。  
 ○親さんが高齢化し、体調がすぐれない。いつまで世話をなれるか心配である。  
 ○すでに父親あるいは母親が亡くなり、母子世帯になっているため、これから先、ひとり暮らしなることが心配である。

イ 交流支援者は次のような人です

○当事者の同意を得て、親御さんが健在のうちから時々家庭訪問し、当事者と顔見知りになります。このような活動をボランティアとして行う人です。  
 ○当事者が一人暮らしになつたり孤立的な生活になった後は、頼りになる友人・知人・

先輩的な人として、長い間、当事者とお付き合いを続けます。当事者とお付き合いを継続します。

○ひとり暮らしや孤独な生活になった当事者と時々連絡を取り、日常生活上の困りごと・心配事の解決をお手伝いし、暮らしの安心のためのサポートを行います。

○もちろん当事者の意思や納得、同意を尊重し、十分な話題を促したり、人との関係づくりを促すことを決めます。ただし、交流支援者が労力を促したり、人と他の関係づくりを促すことはありません。

○交流支援者は、家族会や支援団体に所属しています。当事者のサポートを得た上で、適切なサポートをします。

#### ウ 交流支援者サービスの手続きなど

○もしもあなた自身が、ア以降に紹介した当事者に該当するかも知れないとか、近い将来、内容であれば、ご両親などに詳しい説明を求めめて下さい。家族会などの説明が納得できる自分が、家族会などに詳しい説明を求めて下さい。あなたとの同意書を交換する手続を介して、交換支援者のサービスを求める手続を開始します。

○ただし、あなたが手続きを取ることに同意した後も、もしも疑問が生じたときには、再度説明を求めたり、手続きを中止することも延期することも自由にできます。

#### 3) ライフプランをめぐって思うことと一突き詰めてみると――

長期・年長のひきこもる人は、常識的な意味で「治る」「回復する」「社会参加する」ことを予想するのが難しい状態であることが少なくない。すでに10年・20年以上ひきこつていて40歳代前半代なった人の場合、「治る」「回復する」「社会参加する」は容易なことではない。そうであれば、支援者として（あるいは福祉施設として）、社会参加支援などだけではなく、ひきこもつたままでも安心して暮らしていくける手立てを考えなければならない。ライフコンサルタントはそのような手立ての一例であるが、限界もある。それではに触れたように親が経済生活上の困難を抱えている場合、本人が資産はあるとしてもそれを計画的に活用できない場合、本人が生活上の諸課題を解決する面で弱点を持つ場合、などにはプランが十分活かされないであろう。社会保険・社会福祉の諸制度を活用および本報告で紹介した「家庭労働お疲れ様基金」の提案、「交流支援者方式」の提案はそのような困難を少しでも解消あるいは緩和する考え方である。

人それぞれの多様な生きる立場に立つならば、長年ひきこもる人の生き方も人生を送る一つのあり方として尊重しつつ、それぞれの人に対する支援を考えなければならない。

#### 支援手法 10（補足） 家庭内暴力の緩和・解決に向けた支援方法

「新しい家族関係の葛藤の中での起きた暴力への対応」

ひきこもりの経過中に家庭内暴力が起きることは、まれなことではない。これまでにもひきこもりと家庭内暴力について多くの支援関係者が論じている（齋藤環：2002、齋藤万比古編：2013、竹中哲夫：2010他参照）。特に長期間・年長のひきこもる人の場合、本人が長い間、主に家庭内にとどまっているため、長い経過中に家庭関係が悪化し、些細と思われるようなさきつかから家庭内暴力に進むことが少なくない。家族と本人が別居している場合も、多額な金銭を要求し、これを拒否すると、実家に乗り込んで暴力をふるったり、

訪問中の娘に暴力をふるうことがある。なお精神障害者の家庭内暴力については、藤山正子編著（2016）に深刻な実態と支援方法が示されている。

#### 1) 支援者の助言による家族および身近な人（協力者）による対応

ここまでずっと家族および身近な人による「家庭内暴力への対応」について要點を述べる。家庭内暴力に直面している家族は大きな不安や困惑した気持ちを持つことが多い、支援者の協力が大切であることが多い。

(a) 家庭内暴力は、家族にとって大変なショックであり、恥ずかしいことに思われるため、家族の中だけで解決しようという気分にとらわれやすい。しかし実際は、家族内で解決することは難しく、家族の外に応援を求めることが解決のきっかけになることが多い。

(b) 「家庭内暴力」は、原因によっては「狭い家族関係の葛藤の中での起きた暴力」であり、親も判断力を失い、場当たり的に対応することが多い。「だれが悪い」ということではなく家族間の関係を調整し・改善する」という冷静な観点も必要である。

初期的な家庭内暴力の解決のためには、まず次のような対応が必要になる（図表22）。

図表22

#### 初期的家庭内暴力への対応

①暴力を甘んじて受けたけりせず、暴力の被害を最小限に食いとめる。危険な時はとにかく逃げ出す。その場の感情に流されて、暴力に対して暴力で対応することは敵に憤る。感情に駆られて対応した後は気まずさと後悔にさいなまれることになる上に、親・本人いずれかの感情の暴発による最悪の事態（傷害事件など）を招く危険もある。

②家族の一員（通常母親、力の弱い弟や妹の場合もある）への暴力が治まった時には、残りの家族全員が集まって暴力を止めることができることが望ましい。ただし、母親を取り囲んで保護するのよいが、本人を力で取り押さえることは、一層の反抗と怒り、暴力を誘発し、危険である。また、日頃、結果が乏至難である。

③暴力が家族の手による場合は、信頼できる人（友人・親戚・支援者など）に事情を伝え、協力態勢をつくる。通常は、第三者が来訪するだけで（安全のためにも、本人への説得などはしない方がよい）、初期の家庭内暴力はその場では止まるものである。家族とゆっくり世間話をして帰つてもらえればよい。第三者の協力は、こじれてからではなく、暴力が始まって間もなくがよい。

#### 2) 家族の避難について

手を尽くしても、長期間（長年月）暴力が収まらず、家族が身の危険を感じる（実際に負傷することもある）場合は、辛い選択であるが、家族（特に暴力の被害者になりやすい母親、力の弱い弟や妹など）が一時アパートなどへの避難する必要がある。実際に筆者が関わったいくつかの家族においても、アパートなどの別の住居を助言する。いうう危機介入的手段をとったことがある。本人が知っている別宅に避難する場合もあるが、避難したた母親を捲し出すという面では、意外に行動的ななる当事者もいるので、本人が知らない場所に避難することが安全である。この場合、避難の直後に、手紙、あるいは第三者を通して以下の①②のように伝える。

①「あなたたと家族双方にとって、あなたの暴力が危ないので避難せざるを得ない。あなたが二度と家族に暴力を振るわない、暴言も言わないと約束するならば、避難を中止する。」

②「特に本人一人が家に残る場合」「避難するが、一度アパートなどへの避難をするので、必要最小限の生活の世話をする。日々の生活費は送る（預り番号は非通知）に連絡すること。家族が心配でない場合は携帯電話（親の番号は非通知）に連絡すること。緊急の場合は電話で連絡する」とある。本人が知っている別宅に避難する場合もあるが、避難したた母親を捲し出すという面では、意外に行動的ななる当事者もいるので、本人が知らない場所に避難することが安全である。この場合、避難の直後に、手紙、あるいは第三者を通して以下の①②のように伝える。避難は適切に選べば、本人の成長につながる可能性がある。

帳類)を持ち出す準備をする。この準備がないと避難後の生活で困惑することになる(避難は、衝動的ではなく、冷静に準備をして行うことが望ましい)。多くの場合、本人も頻繁に怒り・音をやめるなど約束し、「暴力・暴言をやめると約束する」とことを伝える。避難期間は不定である。本人が折れてくる妥協の条件で、「本人が受け容れると思われる範囲で」、電話、手紙、メール、訪問(家族以外の第三者を含む)などにより連絡を取ることになる。このような取り組みの中で、ある日、本人からの前向きな意思表示があれば幸いである。

### 3) 入院について

家系図の見解が分かれるとこどりであり、慎重な検討が必要である。入院には、本人の同意を得ることが難しく、同意なしの入院が医療機関の条件であります。また、ひきこもる人の状態を十分理解し入院後の対応が可能な病院を選ぶ必要があるが、現状では、そのような病院がどの地域でも確保できるとは言いがたい。

### 4) ひきこもる本人の家族との別居(一人住まい)についてはどう考えるか

家庭内暴力だけでなく、本人と家族の葛藤が深まっている場合には、本人の希望(強要によらず、本人と家族のマントンなど)により、本人をアパートやワンルームマンションなどに別居させることがある。この対応については、「一概に適切とも不適切とも言えない。多くの場合、「それぞれの家族に固有の事情があり、悩んだ末にやむを得ず選択された対応」であるからである。しかし、この対応については、検討すべき課題が多い。できるならば家族だけで判断せず、事前に、支援者など介護など専門第三者との話し合いが必要であると思う。現実問題として、本人がワンルームマンションなどに別居する場合、家族と本人の通信・連絡手段が途絶えてしまうことが多い。「息子のマンションには一度も(あるいはまれに)立ち入れません」というのがちで、施設に付属する宿泊施設などに入居する場合は、その施設の支援者の働きかけも本人には及ばないことが多い。施設の運営者の働きかけがうなづくなることになり、かつ、本人と家族の間に距離を置くことが双方の安定に寄与することもある。ただし、このような施設は本人が「干渉を受けたくないなどの理由で」利用を希望しないこともあるし、近くにあるし、一般的のマンションなどを選択する場合、本人との話し合いや合意形成が可能であれば事前に、次に例示するような取り決め(できれば合意文書を作成)をしておきたい(図表23)。

図表23 ひきこもる人の別居(一人住まい)に際しての望ましい合意形成の例示

- ①親が合意権を保持し、週1時間は、精神など部屋の保守管理のために立ち入りることを条件とする、あるいは、  
②親が話し合い不成立の場合は、(理屈上は)マンションの契約期間を1年程度とする、  
③マンションの契約期間を2年程度とする、  
④延長する場合は、親と本人が直接話し合い同意する必要がある。

\*これらの項目全てを合意できなければそれなりに有効である。例えば、③を①あるいは②と組み合わせることも有益であろう。③の取り決まりだけでもできていれば、1年後に本人・家族で話し合い、新たに①あるいは②の合意をするか、話し合い不成立の場合は、(理屈上は)マンションを解約する。

「一人暮らしをすれば自立できるかも知れない」という期待感は十分理解できるし、実際一人暮らしによって自立した人も多いわけではない。しかし、筆者の臨床的現実では、マンションで、単身ひきこもってしまう人も多いことを経験している。そうなると本人の

### 支援手法 1.1 (補足) 家族間葛藤の緩和・和解に向けて 「家族会議」という支援手法

1) 支援者が仲介して家族会議を行う事情と留意点

ひきこもり期間が長くなりかゝる年長化(特に長期・年長のひきこもる人)すると、家庭内暴力だけでなく、多様な家族間のトラブルが生じることがある。この家族間トラブルの緩和・和解の支援も家族支援の重要な一環である。ここでも、「それが悪い」ということである。この家族間の関係を調整し改善する」という冷靜な視点も必要である。事情を分かりやすくするために、簡潔な創作事例を3例示す(ほがに、財産問題(ライフプラン組み合わせ事例もあるー檍櫻事例 Bさん参照)、なお和解支援に取り組むのは、ひきこもる本人から要望があるときが主であるが、家族からの要望の場合もある。家族の要望に対応することがやがてひきこもる本人の支援につながることも期待できる。

①A子さん: 中学時代の不登校・ひきこもりに対し、両親が心配のあまり登校を強制した。その後、不登校・ひきこもりは解決したが、両親との交流を拒否し、親子間の和解が難しくなった。大学を卒業し就職するが、弟妹にも暴力がおよび、弟妹が数年間、親戚の家に避難した。弟妹は、兄がアパートでひきこもっているB夫さんが、弟妹の了解を得て、家族と同居したいと要望し始めた。しかし、兄が帰ることに強く反対する弟妹と折り合いかが付かず、事態は、膠着状態になっている。

②B阪さん: C男さんは、30代半ばまで家族がそつとしておいたため比較的の波風なくひきこもりってきた。ところが妹に暴力があり、兄のひきこもりに悩み始めるようになった。そのため、このままでは、家族の安全確保が難しいといふ不安定な状況に至った。これらの事例においては、状況は入り組んでおり、すっきりと解決することはまずない。どうしたら家族間葛藤が緩和されるのか、家族が和解できるのか、状況を慎重に見極め、時間をかけた注意深い対応が必要である(和解については井上孝代: 2005も参考になる)。

以下、「支援者が仲介して、①家族会員と別々に話し合う(同じ日に)、②家族会議を行う、などにより解決(緩和)を模索する場合」の留意点を述べる。なお、この取り組みの手法については図表24、図表25を参照。なお、この取り組みは多くは本人の要望によって開始されるが、家族からの要望で開始されることもある。

図表24

### 支援者が仲介して家族会議を行う場合の留意点

(1) 話し合いを始めるに先立って、家族間の争い、親子間の争いを、少なくとも当面は、休戦にできるとよい。ただし、休戦については、親子の争い状態を考えるならば、親の方が妥協するほかない場合が多い。「家族の争いを離れることに重念したいので、自分の間、離れてか将来どうするのか、などは一切言いません。協力してほしい」などと申し出るのである。このような話しかけができる場合は、親の側が一方的に休戦状

(2) このような工夫をしても、ひきこもる本人が、和解の話し合いの場に出でることなくない。本人に、話し合いの場に出でてもうためには、「本人にどちらも話すことが長い目で見て利益になる」ことを十分理解してもらう事前の準備が必要となる。また、もともと家族と本人の間にわだかまりや争いがあるので、「和解」の話をすること自体が困難であることがある。本人あるいは双方から信頼される支援者が間に入つて調整する必要があるが、支援者にどつても双方から信頼される関係を築くことは難題である。支援者にどつても、ひきこもる人本人からではなく親をすることについての了解を得ることが必要であろう。

(3) こうしてなんどか話し合いつきの場を持つても、「和解する」することを前提とした話し合いができる、お互いに争うという場面をくるしかない場合もある。戸の「競争がつかれないよう」配慮するのも支援者の役割である。

(4) (可能な限り) 関係する家族全員の意向の確認が必要である。どのように話し合いを進めたいか、どこに到達したいかについて、争いの渦中にいる家族全員の意向を話し合いでいる。相手の話を置いてはいるが、財産問題・住居問題などがある場合は、争いの渦中から距離を置いて、家族成員の意向も何らかの形で確認する必要がある。支援者は、話し合いの世話役、仲介者、助言者であつて、結論を方向づける立場ではない。解決のための選択肢の提示、有効と思われる解決のヒントを提供することは必要である。しかし、結論(方針の選択)は家族成員の納得と自己決定による。

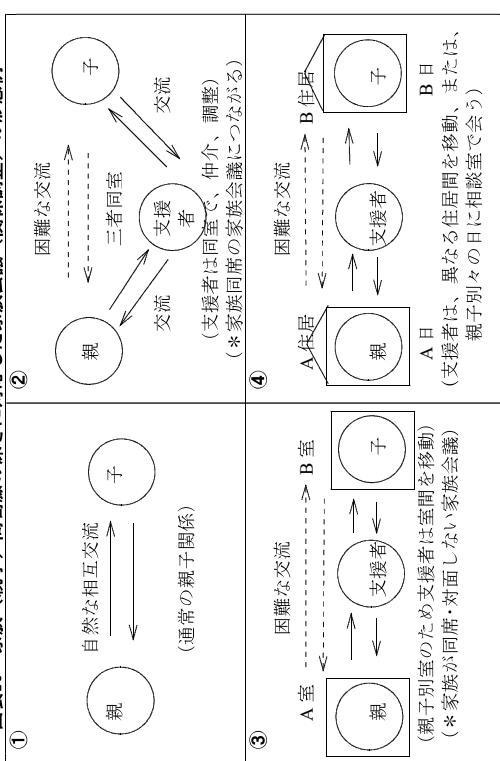
(5) ひきこもっている本人の考え方ばかりでなく、他の家族成員の意見も含め、話し合いでおく必要がある。解説のための選択肢の提示、有効と思われる解決のヒントを提供するための支援者は、話し合いの世話役、仲介者、助言者である。しかし、結論(方針の選択)は家族成員の納得と自己決定による。支援者がから見ると、最善の選択ではないと思う場合も、よく話し合った上で結論(方針)は尊重し、その結論がよろしくよう支援する必要がある。家族の方針を相談固める前に、自治体の無料法律相談、(経済的に困難な場合)法テラスの無料法律相談などの機会を活用するよう勧めることもある。なお、支援者は、長期間の家賃を支払うことが多い。支援者に高まるように支援する(エンパワーメント)ことが望ましい。

(6) ひきこもっている本人の考え方ばかりでなく、他の家族成員の意見も含め、話し合いでおく必要がある。支援者は、話し合いの内容は制限せず、威嚇的な態度だけは極力抑えるよう場面を取りなさいます」と事前に打ち合わせておくとよいであろう。

(7) 家族会議の場としては、支援施設の相談室とか談話室を使うのがよいと考える。当事者の自宅という選択肢もあるが、緊張感はなんだ家族会議の後、家族が一度は外に出でて気分転換を図るために、あるいは家族会議の蒸し返しを避けるためには、自宅の施設を利用することがが望ましいと言えよう。

2) 家族(親子)間葛藤の深さに対応した家族会議(家族関係調整)の態例  
ここに筆者がこれまでに実践してきた家族会議(家族関係調整)について、図表23-①～④のようにして示す。これは現実の事例への対応に際して必要に迫られて取り入れた手法である。

図表25 家族(親子)間葛藤の深さに対応した家族会議(関係調整)の態例



- ①の場合は：通常の親子関係の場合、特に仲介役がないくとも安定的・対面的な意思疎通ができる。  
 ②の場合：親子間葛藤が強い場合、本人と家族の対面場面に支援者が同席し、間を仲介・調整する(一模様事例 Bさん参照)。この場面が家族同席の家族会議につながる。  
 ③の場合：親子間葛藤が強く対面では話し合えない(暴力などの心配がある)関係の場合、親と子が別室に入り、支援者が間(廊下)を行き来して双方の意思疎通を図る場合もある。家族が同席対面しない家族会議、間接的家族会議は可能となる。  
 ④の場合：さらに親子間が険しい関係であり(日常どちらかが身を隠していたり、娘を会わせたくないため)同じ建物内にいることができない間柄の場合、支援者は、親と子の住まいの間を往復したり、別々の日に親子に会い、時間をおいた意思疎通を図ることもある。以上のように②③④に示した各家族関係の状態は支援開始後相互に移行する場合もある。いずれにしても、これらの対応は、親子間の関係の性質や距離によって柔軟に使い分けなければならない。

#### 4 多様な支援手法をどのように活用するか（支援事例）—一支援手法のマネジメント（やりくり）の考え方と実際

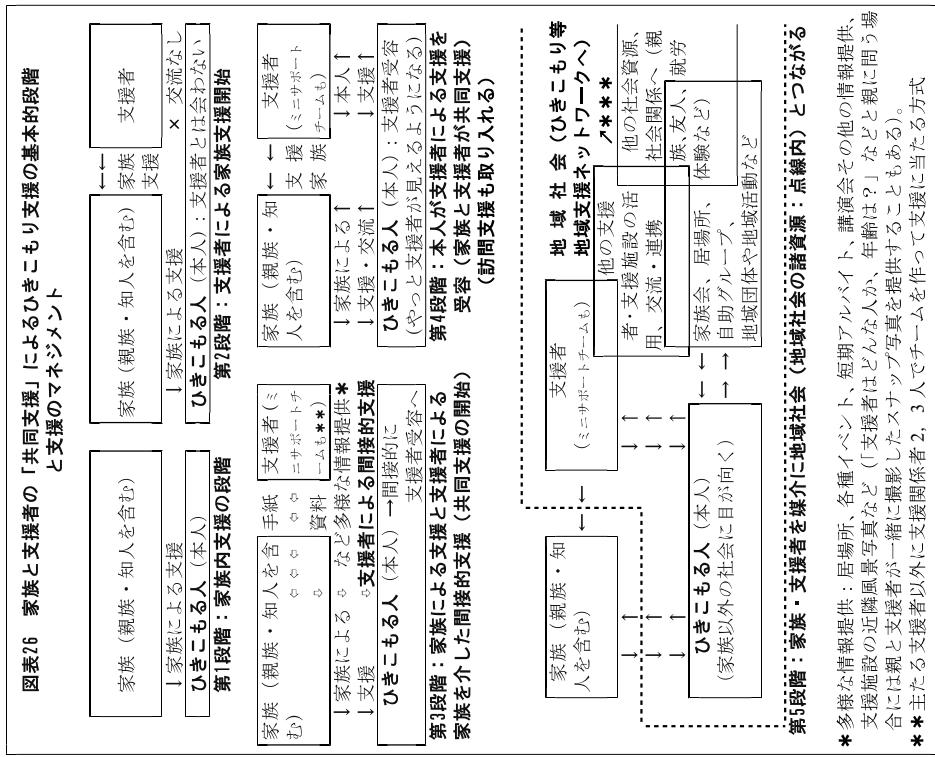
「マネジメント」とは、わかりやすくいえば「やりくり」である。ここでは、「ひきこもる年齢段階、本人と家族がかかる多様な課題に対応して、本人・家族の同意と協力関係を大切にしながら、できるだけ適切な支援を選択し活用すること」という意味で使用する。要するに「適切な支援をやりくりすること」である。

マネジメントは、①単独の支援者が、支援のそれぞれの段階において、その支援者が保持している多様な支援手法の中から今必要と思われる支援手法を選択・活用するという趣旨でもあり、また、②支援チームメンバーが支援のそれぞれの時期や局面において、多様な支援手法を提案し合い、選択・共有・活用するという趣旨でもある。なお、①②は別々のことではなく、両方合わせて支援が進められることが多い。

##### 1) ひきこもり共同支援の基本的段階と支援のマネジメント

「共同支援」とは、支援者と家族が協力し、お互いにできることを活かしつつ、各段階において適切な支援方法を選択し実施することを意味する。支援の過程は人によって様々であるが、大まかに共通点もある。共通点を取り上げて「ひきこもる人のための共同支援の基本的段階と支援のマネジメント」（図表26）、および、2) ミニサポートチームの意義・編成と支援のマネジメントのようにまとめた。

図表26 家族と支援者の「共同支援」によるひきこもり支援の基本的段階



長期・年長のひきこもり支援の場合、第1段階が非常に長い場合が多い。それだけ家族・本人が多くの苦労や悩みを経験している。できれば早期に第2段階に移行する対応が必要である。また第3段階から本人との交流ができる第4段階への移行に年月を要することも多い。第4段階に移行しても、長年対人関係が疎かっただけに、以前の段階に戻ることもあるので、行きつ戻りつすることを繰り込んで支援に当たる必要がある。

##### 第2段階：家族・支援者を媒介に地域社会（地車社会の諸資源：点線内）とつながる

2) ミニサポートチームの意義・編成と支援のマネジメント

ミニサポートチームとは、特定の家族・当事者（本人）に対して、2、3人の援助者が（ボランティアを含む）がチームを作つて、家族の理解・同意・協力を得ながら、支援に当たる試みである。ミニサポートチームの一つの支援方法であるが、立ち上げられた各サポートチームのメンバーがそのものに基づいて、多様な支援手法を提案しチームとして活用（共有）することができる。ひきこもり支援のための小さなネットワークということでもできる。具体的には、家庭担当のカウンセラー（あるいはソーシャルワーカー・保健師など）、訪問支援者（必要があれば複数：ミニ訪問サポートチーム）、手紙などを書く支援者、就労支援者などがチームを作つて支援に当たる方式

は、要所要所で精神科医師と相談する（受診を勧める）こともある。筆者の場合、カウンセラー（筆者）、手紙を書く支援者（学生）、訪問支援者（学生がある）、NPOなどの訪問支援者（などの訪問支援者）などとのチームを形成することがある（合意できれば、このチームに親・親族などを含むこともある）。このとき、「サポートの複合体」としてのミニサポートチームも心丈夫であり、親・親族も頼もしく思いうらうである。なお訪問支援を目的にミニサポートチームをつくる場合もある。

**ミニサポートチームの編成：**ミニサポートチームは、その目的・経過などにより次に例示するような多様な編成が考えられる。いずれにしても、やや困難な状態にある当事者は一人に一つのミニサポートチームが編成されると心強いであろう。

①**訪問サポートを中心としたミニサポートチーム：**相談援助者の助言のもと、複数の支援者の訪問、時期や目的によって訪問者を引き受けけるといふようなことをともと考えられる。大学生の試験期間に社会人のサポートが訪問を引き受けけるといふようなことをともと考えられる。ただしこれらの変更は、絶えず当事者への丁寧な説明と合意を前提とすることが望ましい。

②**相談援助、訪問サポート、就労支援などの支援者のミニサポートチーム**：これらの担当者がチームになった場合、ある時期は相談援助者が中心になり、ある時期には、相談援助者と訪問サポートが中心になるといふように、当事者の状態・支援の段階によりチーム編成やメンバーやが確保されないといふ事情もある。

③**主治医と訪問サポート等のミニサポートチーム**：当事者が精神科医等の診療室に応じられる状態の場合、主治医の助言をふまえて、訪問サポート等がチームで活動することも考えられる。

④**各機関・施設の担当者間の合意・協働によるミニサポートチーム**：保健所、民間の相談施設、居場所（作業所）、地域に子ども・若者支援地域連携議会が設置されている場合、このようないいなーるチーム編成を行つこことができる。

⑤**（補足）多問題事例・多重問題事例について：**今注目されている「8050問題」事例（親が80歳代、当事者が50歳代あるいはその周辺）などではひきこもり以外の諸問題が重複していることが多い。この場合は、ひきこもり支援を越える広さと深さを備えた多職種連携・多機関連携など多様な支援資源の活用が必要になる。なおこれらの場合も、あらゆる事例に誰が主担当者となるて関わるのかを明確にしておくことが望ましい。主担当者は、その事例と関わりが長い、その事例の全体状況を把握している、あるいは連携する多職種や多機関についての理解が深いなどのいぢれかの条件を保持している人が望ましいである。

### 3) 支援の働きかけは、いつひきこもる人に届くのだろうか

ひきこもり支援を志す人々はひきこもる人にとってよい支援関係を形成したいと思う。支援者の働きかけに応答して欲しいと思う。しかし、何を語りかけても応答が全くない場合もある。せいぜい、「ほっといて欲しい」「よけいなお世話」「関係ない」といふ答しかけてこないことがある。このような時間が限りなく続くように思われることも少なくない。

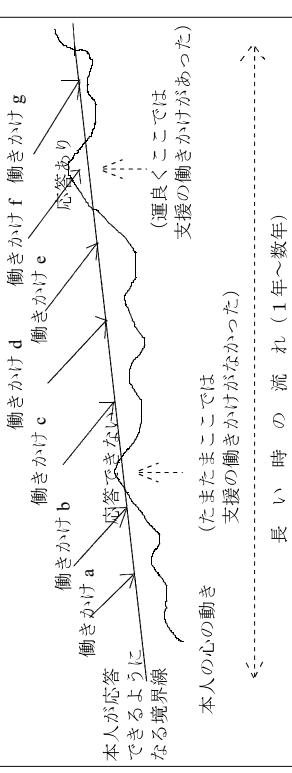
しかし、予想もしらない時に、応答が加えつくることもある。本人が不意に相談室に訪ねてくるとか、手紙に返事が来るとか、両親への詫問をした際に本人が出てきて応答する、居場所に顔を出すなどの応答がある。もつともその「ある時（機会）」は、1年後か、3年後か、5年後かは分からぬ。またどのような働きかけはどう考えたらよいのであろうか。筆者は図表21のように考へている。

長期間ひきこもっている人は、それだけ外からの働きかけを拒んできた人である。長い期間繰り返し、また様々な内容の支障を経験しても本人の心の動きと働き合わないときは実を結ばない。しかし、外からの働きかけに全く応答しないように見える人も、予想しない時に、ある働きかけに対して、本人が応答することがある。その時は、少なくともある

期間、本人の心の動きが、支援を受け入れる状態（境界線を越える）になつていているのだと考えられる。幸運にも、本人の運動ができる時と働きかけが一致すると、働きかけを受け入れ、それを契機に徐々に状況が好転することがあるのだと考えられる。長期間の支援に開けた支援者は、おそらく度つかは、この「予期せざる幸運」を経験しているのである。ただこの幸運にいつ遇するかはわからないことが多い。だからこそ「予期せざる偶然な幸運」である。

図表21 支援関係が形成されるとき・働きかけに応答があるとき

長い期間、繰り返し、本人の心の動きを継続しても本人・家族の心の動きと働きかけ合わないときは実を結ばない。しかし、予想しない時にある働きかけに対する応答があることがある。本人の心の動きが支障になっている（境界線を越える）のだと考えられる。もつともそれがいつなのかを予測することは難しい。



4) 多様な支援手法を活用した支援事例(模擬事例)  
以下に、これまでこの報告で触れてきた多様な支援方法のいくつかを活用した模擬事例(実際の事例にヒントを得て創作した実在しない事例)を紹介する。

【模擬事例2・Bさん】

次に紹介する模擬事例2・Bさんは、多様な支援方法の幾つかを活用している(図表20)。長い支援の経過中に必要に応じて多様な支援手法を取り入れている状況を追体験できるよう、「コチック」で示した(模擬事例3・Kさんにおいても同様表示)。しかし、重要な転機(会社員としてのアルバイト就労から正社員へ)は、居場所で親しくなった友人のお誘いという「幸運な偶然」によって開けた。持続的に多様な支援に取り組んでいる内に、支援者の意図を超えた出来事があることも痛感される事例である。

図表28

模擬事例2・Bさん：訪問サポート、家族会議などを活用後、就労へ

Bさんは、不登校のため高校を中退し、一時家庭内暴力もあつたが、支援者と学生ボランティアの訪問支援によって安定した「訪問サポート」。その後友人の店で働き、機会を得て転職し会社員として約15年を過ごした。ところがこの時期に社内のものめ事があり、何とか収まつたのではあるが嫌気がさしたと言つて退職した。以後約5年ひとり生活となつた(30歳代前半)。その時点で両親からの相談があり支援を開始した「両親支援」。

支援者は何とか Bさんには会いたいと思い、間接的に働きかけたものの 2年間は拒否が続いた。ところが 3年目にになって手紙を書くと、両親経由で「一度会ってもよい」との応答があったと支援者が質問することに遭うことになった【訪問サポート】。「何故ひきこもりの家庭訪問などしているのか答えてくれ」など 10 以上の質問があった。予期せざる展開ではあったが、汗をふきふき丁寧に答えた。その結果、「先生の話は分かりやすかった」と認められ、その後は相談室面談が可能となった【相談室面談へ移行】。

Bさんは、かなり雄弁で両親を言い負かす場面もあった。怒りの感情をあらわにすることではまだ筆者の考え方には「すれ違い論」によるひきこもり支援を行った(図表14参照)。このような中で Bさんから経済生活への不安も強く語られたため、父親が中心になつて【ライフプラン】をまとめた。Bさんはこの対応にはかなり満足したようである。その後の家族会議で「もう言いたいことは尽きた。今後は先のことを考えたい」と述べたので、知り合いの居場所を紹介した【居場所の利用】。居場所には子どもがいるため、居場所は子どもっぽい場所だ」と言い数回で説めてしまつた。ここでひきこもり期間は約 10 年になつた。ところが、この居場所に通つてから、居場所の多い期間 Bさんとよく似た感想を持ち、2、3 度不満を語り合つたことのある Mさんからの予期せざるお誘い【幸運な偶然】があり、二人である事業所でアルバイトをすることにになった。Bさんはこのアルバイト先の仕事内容に興味を持ち、熱心に働くようになった。そのため事業所は 2 年目に Bさんを正社員にした。この時点での、收入も安定していただけたため、Bさんから、すでに実施していたライフプランを「白紙にしてよいや」との申し出もあった。

それから 1 年して、Bさんの要望で再び短期の家族会議を開くことにした。この家族会議は今までのまとめの集まりという雰囲気になつた。Bさんの姿勢は前回とは大きく緩和の時期を迎えたようである。

こうして今、Bさんはこの事業所で忙しく働いている(40歳代前半)。

\* Bさんの数年間の支援経過を後から振り返ると、大局的には順調な経過であった。家族も支援者も先の見えない辛い思いに耐える日々があつたことを記しておきたい。おそらく、Bさん本人も同じ思いであったのではなかろうかと推察する。なおこのように見えるが、支援の初期や中期においては、親子の思いのズレが著しく(表14参照)、家族も支援者も先の見えない辛い思いに耐えることに関しては、ネガティブ・ケイバビリティー(貪の能力)という考え方を参照した(青木篤生:2017)。書木によれば、ネガティブ・ケイバビリティとは、「どうにも答えの出ない、どうにも対処しようのない事態に耐える能力」「性能で証明や理由を求めるために、不確実さや不思議さ、懐疑の中にいることができる能力」である(p.3)。困難事例に対するとき筆者にとってこの考え方が良き指針である。

### 【模擬事例 3・Kさん】

模擬事例 3・Kさんは、約 10 年のひきこもり生活の後、自ら相談室を訪れた(図表29)。長い年月の支援の経過中、個別相談、散歩に向けた支援、居場所の紹介、農園の紹介(農業に向けた支援などを行ってきた)。ここで支援開始後 14 年、農業という新しい生きる世界を見た。ある時期支援者は「Kさんへの支援はいつまでも終結しないかも知れない」と思ったこともある。

図表9

### 【模擬事例 3・Kさん】(男性)(50代前半): 10 年間のひきこもり後自発的に相談へ

Kさんは、中学時代不登校に悩み、武道の道場に入つたり、マラソンを始めたたりしたが、長続きしなかつた。その後高校・大学に進学した。しかし対人関係の困難な問題には悩まされ続けた。大学卒業後 2、3 年働いたが対人関係で躊躇、その後 10 年間、「自宅で悶々とした気持ちでひきこもつていた」という(10 年間のひきこもり)。ひきこもり期間が 10 年が過ぎた頃(30 歳代後半)、「このままでは自分は本当にだめになる」と悩んだ末、ネットで調べて、相談室を訪れたことから支援關係が始まった【個別相談】。

その後相談室には継続して通い、家族への不満や自己への不全感を大いに語った後アルバイトのことが話題にならうようになった。アルバイトへの不満や自己への不全感を大いに語った後アルバイトのことが話題にならうになった。アルバイトの期間も、2、3ヵ月は続くようになつた。派遣会社に登録し、一ヵ月ほど休んではまた次の仕事を探して働くといふスタイルを維持するようになつた【就労に向けた支援】。この項目には、「僕も自立で生きる気分です」と語るようにになつた。3 年余の支援の経過中に、筆者の知り合いの居場所を紹介しこともうになり、少數であるが友人もできだした【居場所の利用】。

ここで「いつでも支援を再開する約束を交わしつつ」ひとまず終結した(3 年半後)。しかし、それから約 2 年半後、再びひきこもるようになり、支援を再開した(ひきこもりの再発)。その際、Kさんは「企業性会社は生きづらいです。あなたの場合、支援を終わるということはなく、支援の間隔を空けておられる方がいいですね」と言い切つた。その話を聞いて、支援者は、Kさんの家に近いところに探し当たた農園を紹介した【就労に向けた支援】。

支援再開後は、カウンセリング、居場所参加の復活、居場所での友人関係の回復、などをして、社会参加の意欲を持つようになつた。しかし、社会参加の具体像をつかめない状態で推移していた。この頃には経過後 8 年が経過していた。この頃になつて、Kさんは「企業性会社は生きづらいです。企業社会には見切りをつけたいです」と言い始め、あれこれ迷つたあげくまたまた図書館で農業書を読み、農業に関する興味を持った。その話を聞いて、支援者は、Kさんの家の近くに探し当たた農園を紹介した【就労に向けた支援】。

この農園は、見学コース、実習コースを持つていた。Kさんは、かなり迷つた末、見学コースに参加し、そこで、農園のオーナーに説かれるとともに、実習コースに通うようになつた。実習コースの意欲を持つようになつた。そこで、社会参加の意欲をつかめない状態で推移していた。この頃には経過後 8 年が経過していた。この頃になつて、Kさんは「親戚から農地を借りたので一緒に農業を始めで約 2 年になつた。この時期 Kさんは、「稼げた段階ではないですが、家族が食べる量は収穫できています。自給自足段階です」と言つている(農業への定着)。

この農園で支援期間は、約 12 年が過ぎた。ここに来て、支援者が両親と面談するところまできた【両親相談】。両親はすでに高齢であったが、Kさんを思う気持ちは明確で、「他の兄弟との公平といふこともあるが、もし Kさんが農業をするのであれば、自分が持っている農地を Kに残したい」と語つてくれた。Kさんもこの提案を喜び、Kさんは、「稼げた段階では、少しずつ開けつつあった。その後の面談は、次に受け付け計画の話、畑に出でているいろいろなことを忘れるメリットがある」と語つた。筆者は、「マイペースでぼちぼちやついていましたが、農業について仲間と相談したりするうちに、人と対面してもおどおどした感じがなくなりました」などの話題もあつた。筆者は、「マイペースでぼちぼちやついていくというスタンスがいいのではないか」と感じた。ここで支援開始後 14 年、農業は 4 年を超えた。Kさんも 30 歳を過ぎた(50 歳代前半)。この段階で必要なときはいつまでも再開することを約束し終結とした(2 度目の終結)。

\* Kさんの 10 年を超える支援経過を振り返つて筆者は、「Kさんは企業社会にはついに居場所を見るることはできなかつたが、農業という新しい生きる世界を発見した。おこの世界を自由にどこまでも生きていつてほしい」という思いを強くしている。なお二

の事例を理解するためには、「働くことを広くとらえる」(図表16)考え方がある。

## 5 おわりに

1) この報告のねらいは、①長期化・年長化したひきこもる人とその家族の支援をできるだけ広い視野から検討してみたいということであった。(今より少し自由になるためのゆるやかで広い意味の支援目標による支援)。②その際、思春期・青年期から中高年期に及ぶ広い範囲のひきこもる人たちに届く支援とは何かを検討することが今ひとつねらいであった。③そしてさらには、人それぞれ多様な生きる状態を尊重する立場に立つならば、長いひきこもる人の生き方も人生を送る一つのあり方として尊重しなければならないという考え方を示し、合わせて、本人の思いを尊重した多面向で柔軟な適切な支援が必要であることを示した。そして、これらの人たちの考え方の基盤には、共生社会の考え方があることでも明示した。なおこの報告は、30歳代、40歳代のひきこもる人・家族の支援を中心としたものであるが、④「8050問題」(40歳代を含む)と書かれる状況にある事例(本人・家族)の支援にとつて少しだけ異なるとされている。ただしその後、「結果の公表までには相応の時間を要するかもしません」「よりそい」-平成30年12月8日特別配信号-との発表があった。)

2) しかし、こと志とは異なり、ねらいとすることの一部分的にしかこの報告に盛り込まることはできなかつた。特に報告者の知識と実践不足のため、社会福祉・社会保障の諸制度の活用などについては、触れることができなかつた。例えば、生活保護法制度の活用、生活困窮者自立支援法制度の活用、障害年金の活用の具体的道筋(どのようにすればひきこもる人や家族が適切に活用できるか)などは、検討していない。この分野の制度と実践に詳しい方による、各年齢段階、多様な家庭事情にも対応する道筋(制度改正を含む)の解説を明確にする次第である(先行研究としては、長谷川俊雄:2011などがある)。その後見制度の活用についても検討課題である。また、日本では実現していない制度であるが、近年議論される機会の多いペーチック・インカム(基礎所得・基本所得)についても慎重に検討できたらよいと考えている(小谷敏:2018参考)。なお、ひきこもる人のための居住施設による支援も重要な課題であると思うが、本報告では準備不足のため検討していない。

3) 次に触れておきたいことは「幸運な偶然」ということである(竹中:2016)。ひきこもる人の支援あるいは家族によるケアの先が見えにくいため、何からかの見えてなさに耐えつつ(「負の能力」)を要する。需木達生:2017によると、何からかの支援やケアを継続することにより、「支障・ケア」が「幸運な偶然」になることがある。これが「幸運な偶然を引き出さず(に活動される)支援・ケア論」と断言することもある。このことを筆者は「幸運な偶然を引き出す(に活動される)支援・ケア論」と呼ぶことである。このようにして、支援者や家族は、時には40歳代後半を過ぎた時期であっても働き始める人がいることを経験することもある。ひきこもる支援は、気長に、急がず、あきらめず、可能な範囲で本人と対話をしながら、支援者・家族が知恵を出し合つて取り組むことが大切である。ひきこもる人から見られる「幸運な偶然」とは、「いくつかの条件が重なつて閉ざされたいた世界が開けた状態」とでも言えようか。こうして、本人が「今なら動けそうだ」と内心に意欲を感じ一步を踏み出すときであろう。私たちは、そのときがいつどのように訪れるのかを予想することができない。そこで「気長に、急がず、あきらめず、可能な範囲で本人と対話をしながら、支援者・家族が知恵を出し合つて取り組みつよいときが来るのを待つ必要がある」とまとめさせておきたい。

4) 支援体制の一層の充実 この報告の最後に触れておきたいことは、**支援体制の一層の充実の必要性**である。ひきこもる人の数は、全年齢層では全国に100万人とも言われて

いるが、ひきこもる人とその家族に対する現在の支援は、**図表2**の当事者家族の言葉にあらうように、十分とは言えない。公私(ひきこもり支援施設(窓口))の配置は地域により濃淡がある。また、長期・年長ひきこもり支援に関するには、相応の経験と知識が必要である。公私両方支援施設に、ひきこもりを深く理解した経験豊かな専門家が必ずいる。これが問題は理解できるが、社会福祉や施設の確保に苦労していることが期待される。民間支援団体家族会を含む)では、資金繰りや施設の諸制度をひきこもる人に改善する課題も指摘しておきたい。以上に一部をあげたが、他にもひきこもり支援体制充実の課題は少なくないことを指摘して結びとする。

5) 準足! ひきこもる人、特に「長期・年長のひきこもる人」に該当する人たちの統計的現状については、付表を参照されたい。ひきこもる人の長期・年長化の傾向は、(5)(6)あたりから目立つようになつた。ただし、これらは、家族会や地方自治体の調査であり、国による60歳代までを含む全国調査が得たれている(この点について、「内閣府子供・若者通信へよりそい~」-平成30年11月30日特別配信号-)によれば、内閣府では、40-64歳を対象とした「ひきこもりに関する実態調査」を2018年12月に実施し、2018年度中に結果を公表する予定であるとしている。ただしその後、「結果の公表までには相応の時間を要するかもしません」「よりそい」-平成30年12月8日特別配信号-との発表があつた。)

付表 ひきこもる人の統計的実態

- ①内閣府 (2010)「若者の意識に関する調査」の全国推計値: 漢養のひきこもり(23.6万人)+準ひきこもり(46.0万人)=広義のひきこもり(69.6万人)、ひきこもり親和群(155万人)(調査対象は15~39歳)(※西脇は報告書発表年。以下同じ)
- ②「こちらの健康についての疫学調査に関する研究」(主任研究者: 竹島正, 2005): 約32万世帯(調査対象: 20歳から49歳)
- ③「こちらの健康についての疫学調査に関する研究」(主任研究者: 川上憲人, 2007): 約26万世帯(調査対象: 20歳から49歳)
- ④全国ひきこもりRJ調の会(2010)『ひきこもりの実態に関する調査報告書(7)』: 引きこもり本人の平均年齢30.3歳、引きこもり期間平均9.6年、不登校経験あり50.9%、引きこもり開始年齢平均19.6歳。(2015年12月より「特定非営利活動法人KJU 全国ひきこもり家族会連合会」に名称変更)
- ⑤全国ひきこもりRJ調の会(2013)『ひきこもりの実態に関する調査報告書(10)』: 引きこもり本人の平均年齢33.1歳、30歳代約48%、40歳以上約19%、引きこもり期間平均10.5年、引きこもり開始年齢平均20.1歳。
- ⑥町田市保健所調査報告 (2013)『若年人の自立に関する調査報告』: 市内 20歳~64歳を調査、本人または家族にひきこもりの人がいる5.5% (45名)、30歳代以上6割超(62%)、40歳代以上3割超(31%)。
- ⑦山形県子育て推進部 (2013)『困難を抱える若者に関するアンケート調査報告書』: 民生・児童委員の回答部分: おおむねひきこもりに該当する対象者 1607人、30歳代17%、40歳以上約45%。ひきこもり期間5年以下51%。
- ⑧島根県健康福祉部 (2014)『ひきこもりの意識調査報告書』: 民生・児童委員への調査、ひきこもり状態などの該当者 1040人、30歳代21%、40歳以上53%、ひきこもり期間10年以上34%。
- ⑨多市青少年居場所づくり事業実行委員会 (2015)『若者の意識及び市民の若者に対する意識調査』: 2014年9~10月の調査、40歳代出頭率ひきこもり期間A(内閣府ひきこもり群定義を準用) 40歳代57.2%、5年以内85.7%、ひきこもり群B(統合失調症や性婦並びに家事・育児などを理由にひきこもり状態にある人) 40歳代45.5%、5年以上45.5%、A群+B群: 40歳代50.0%、5年以上61.6%。

## 文献

- ①山梨県福祉保健部（2015）：『ひきこもり等に関する調査』：民生・児童委員 2337人へ  
のアンケート調査：回収結果・有効回収率1851人（79.2%）：該当者数 825人（15歳  
以上人口比 0.11%）、年代回答あり 818人、内 15歳～39歳まで 324人（39.6%）、30  
歳代22.9%、40歳代以上60.4%。ひきこもり期間5年以上60.2%、10  
年以上39.3%。
- ②内閣府（2016）「若者の意識に関する調査」の全国推計値：ひきこもり：54.1万人、  
ひきこもり期間1年以上が4.7%で最多。（調査対象は 15～39歳に限定）（調査時期  
は 2015年12月）
- ③松本市（2016）：民生・児童委員への調査、2016年9月現在 15歳以上、民生委員が  
把握しているひきこもり状態の人の人数 183人（男 129人、女 49人）、年齢構成（10  
歳以上のみ絞り）：20歳代13.1%、30歳代14.8%、40歳代30.6%、50歳代11.5%、60  
歳代10.9%（40歳代以上65.6%）。ひきこもり期間：10年以上46.4%。家族構成：家  
族あり76.6%、単身19.7%。
- ④茨城県保健福祉部障害課（2017）『ひきこもりにに関する実態調査報告書』：民生  
委員・児童委員調査：ひきこもり該当者 1467名、40代0.4%で最多。ひきこもり期間  
10年以上42.8%。
- ⑤佐賀県健康福祉部（2017）『ひきこもり等に関する調査結果』：民生委員・児童委員  
調査：ひきこもり等にある者該当者644人、年齢別では（無回答10人を除く）、60歳  
以上76.7%（最多）、40歳代24.6%、40歳以上が11.1%。ひきこもり期間：3年以上  
が 72.3%、5 年以上が 38.2%、10 年以上が 36.0%である。支援の状況：支援を受け  
ている 21.1%、受けていない 33.5%、分からぬ（知らない）40.3%。
- ⑥大分県生活環境部私学振興・青少年課（2018）『ひきこもり等に関する調査の結果』：  
民生委員・児童委員調査：ひきこもり該当者 637人、40代27.6%で最多、40歳代以上  
64.6%。ひきこもり期間10年以上が最多40.7%。ひとり暮らし117人18.4%。  
⑦KHI全国ひきこもり家族会連大会（2018）『ひきこもり実態に関するアンケート調査』  
（家族調査、有効回答者 538名）：ひきこもり本人の平均年齢34.4歳、ひきこもり  
期間平均19.6歳、40歳未満381名（70.8%）、40歳以上157  
名（29.2%）。
- 注：以上の他にも各地の調査報告があるが割愛した。例えば、岩手県・洋野町『社会的  
ひきこもりの理解と本人・家族支援のための事業報告書（2015）』、岐阜県ひきこもり  
地域支援センター『ひきこもりの現状と支援に関する調査結果（2017）』などがある。
- ### 6) 捩2 斎藤環は「ケアとしての就労支援」に関して次のような指摘をしている。 「ひきこもりのような『難症』事例とつきあつて言えることは、『就労によって元気 になる』事例は、『元気になつたから就労する事例と同じくらい存在するし、タイミン グには就労と回復が相互に補強し合う場合も珍しくない、』といいう事実です。ここから 私は『ケアとしての就労支援』を考えるようになります。」急いで付かえます。①当事者がす ぐに治療を受けるなどして、心身ともに安定していること②当事者が就労を希望している か、何らかの興味や関心を示していること③当事者と家族の関係が良好であること④ 当事者の特性に見合つた職場ないしはトレーニングコースがあること⑤当事者に家族以 外の親密な対人関係があることこれらはすべて必須、というわけではありません が、こうであるほうが望ましいのは事実です。」（斎藤環・松本俊彦・井原裕監修：2018） これらの諸条件は、長期・年長のひきこもりの人の場合、かなり厳しい条件であるとの印 象を受けるが、「こうであるほうが望ましい」という指摘には同感である。なお筆者の場合、 当事者が就労してしばらく後に、家族関係が良好な方向に変化し始めることを経験してい る。ここには本人の成長や家族の安堵感などが相乗的に作用しているものと思われる。 池上正樹（2014）『大人のひきこもり 本当は「外に出る理由」を探している人たち』講 談社。 小閑周二（2015）『多元的共生社会が未来を開く』農林統計出版、 オープンダイアローグ・ネットワーク・ジャバーン（2018）「オープンダイアローグ 対話 実践のガイドライン（第1版）」「精神障がい者の家族への暴力という SOS 家族：支援者のための ガイドブック」（第2版）。 斎藤山正子編著（2016）『精神障がい者の家族への暴力という SOS 家族：支援者のための ガイドブック』明石書店。 風見正三・山口浩平編著（2009）『コミュニティビジネス八門』学芸出版社。 柏木克之（『妻の郷』福島社研究機構、社会的企业（2013）『孤立無業』日本経済新聞出版会、 小谷敏（2018）『怠ける権利！ 過労死寸前の日本社会を救う10章』高文研、 齋藤万里古編（2013）『素行障害』診断と治療のガイドライン』金剛出版、 斎藤環（2002）『ひきこもり』救出マニュアル PHP研究所、 斎藤環・畠中雅子（2012）『ひきこもりのライフプラン』岩波書店。 斎藤環・松本俊彦・井原裕（監修：2018）『ケアとしての就労支援』日本評論社、 佐藤久夫（2015）『共生社会を切り離く 障碍者福祉改革の羅針盤』有斐閣、 下平美智代（2017）「オープンダイアローグの歴史的背景と考え方、そして日本での実践 可能性」『精神療法』43（3）。 社団法人青少年健康センター編（2008）『高年齢化するひきこもりとライフプラン』 竹中哲夫（2010）『ひきこもり支援論 人とつながり、社会につなぐ道筋をつくる』明石 書店、竹中哲夫（2016）『子ども・若者支援地域協議会のミッション』と展望（増補版）長期・年 長ひきこもりと若者支援地域ネットワーク』がものが出版。 竹中哲夫（2018a）『親の高齢化・飼育・死後』ひきこもるもの的生活の安心のために一交流 支援者方式の提案（素案）—（2016年10月29日、日本福祉大学・知多市社会福祉協議 会・NPO 法人などでこの会合同企画シンポジウムにて発表）】、日本福祉大学社会福祉 学会・NPO 法人シンポジウムにて発表。 竹中哲夫（2018b）『ひきこもり支援の着眼点・着手点－長期化・年長化するひきこもり支 援充実のための試論－』光陽出版社。 特定非営利活動法人 KHU 全国ひきこもり家族会連合会（2018）『ひきこもり実態に問 う』アンケート調査報告書（2018年3月）。 特定非営利活動法人 共同連編（2012）『日本発－共生・共同の社会的企业』現代書館、 野口道彦・柏木宏編著（2003）『共生社会の創造と NPO』明石書店。 長谷川俊雄（2011）『親の高齢期及び親亡き後の生活維持のための相談支援と社会制度』 内閣府子ども若者育て施設総合推進室編集発行『ひきこもり支援者読本』所収。 畠中雅子（2012）『高齢化するひきこもりのサバイバルライフレンジ親亡き後も生きの びるために』近代セールス社。 骨木蓬生（2017）『ネガティブ・ケイビアビリティ 答えの出ない事態に耐える力』朝日新聞 出版、福祉社会学会編（2013）『福祉社会学ハンドブック 現代を読み解く 98 の論点』（三重野草 書店）。 ：共生社会の理念と実際（参考）中央法規。 三重野卓編（2008）『共生社会の理念と実際』東信堂、 横浜市社会福祉協議会ホームページ（2016年9月閲覧）「横浜市障害者後見的支援制度～ 障害のある人が地域で安心して暮らすために～」。 吉崎洋司（2014）『自己責任論』をやりこえる 連帶と「社会的責任」の哲学』学習の友 社。 渡部伸（2014）『障害のある子の家族が知っておきたい「親なきあと』主婦の友社。